

責任能力の認定手法について

竹 川 俊 也

問題の所在

- 1 背景事情
- 2 問題意識—総合的判断方法と実体要件の関係性
- 3 分析視角・分析対象

第1章 総合的判断方法における考慮要素の分析

- 第1節 犯行当時の病状・精神状態
- 第2節 幻覚・妄想の有無および犯行との関係
 - 第1項 犯行と関係のある明確な幻覚・妄想
 - 第2項 犯行と直接関係のない幻覚・妄想
- 第3節 動機
 - 第1項 動機の形成過程の了解可能性
 - 第2項 動機の内容の了解可能性
- 第4節 犯行前の生活状態・犯行前の事情
- 第5節 犯行の態様
 - 第1項 犯行態様の合理性・合目的性
 - 第2項 周囲の正確な状況認識の有無
 - 第3項 犯行の残虐性
 - 第4項 ためらい・躊躇の有無
 - 第5項 動機と態様間の均衡性
 - 第6項 まとめ
- 第6節 もともとの人格との関係
- 第7節 犯行後の行動

第1項 罪証隠滅・犯行発覚回避行動

第2項 自首

第3項 逃走

第4項 自殺未遂・遺書の執筆

第5項 犯行の中止

第6項 捜査機関への協力

第7項 虚偽・不合理弁解

第8項 被害者への謝罪

第9項 通常の日常生活への復帰

第10項 まとめ

第8節 犯罪性の認識

第9節 計画性の有無

第10節 記憶の有無

第11節 意識障害の有無

第2章 検討

第1節 裁判実務における責任能力の認定手法—総合的判断の内実

第2節 実体要件と認定基準の関係性について—実体要件と矛盾する認定要素？

第1項 「精神の障害」について

第2項 弁識能力について

第3項 制御能力について

第4項 小括

第3節 私見の理論枠組みとの関係性

第1項 弁識・制御能力について

第2項 「精神の障害」について

おわりに

問題の所在

1 背景事情

わが国の判例⁽¹⁾および学説⁽²⁾は、刑法39条における「心神喪失」と「心神耗弱」の意義について、昭和6年の大審院判例による定義を基本的に支持して

いる。これによれば、「心神喪失と心神耗弱は、いずれも精神障害の態様に属するものといってもその程度を異にするもの」であり、心神喪失とは、「精神の障害により事物の理非善悪を弁識する能力なく、あるいはこの弁識に従って行動する能力のない状態」を、心神耗弱とは、「精神の障害が未だこれらの能力を欠如する程度にまで達していないものの、その能力が著しく減退した状態」を意味するとされる。⁽³⁾

このように、学説・実務ともに、責任能力の判断基準としては、「精神の障害」（生物学的要素）と弁識・制御能力（心理学的要素）を併せて考慮する、混合的方法を前提とする。他方で、裁判実務における責任能力の判断場面では、「精神の障害」や弁識・制御能力の有無や程度を認定するための媒介項として、様々な要素が考慮される（以下、この認定手法を「総合的判断方法」という。）。

2 問題意識—総合的判断方法と実体要件の関係性

最決昭和59年7月3日は、精神鑑定書の結論部分に被告人が犯行当時心神喪失であった旨の記載があったとしても、その責任能力の有無・程度は、被告人の犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等を総合して判定することができる旨を判示した。⁽⁴⁾⁽⁵⁾

このように、裁判実務においては、統合失調症といった精神医学上のカテゴリーへの該当性は責任能力判断において決定的な意義を有さず、その他の事情を総合考慮して責任能力を判断するとの理解が一般である。⁽⁶⁾

しかしながら、「59年判例によっても、それらの諸事情を総合して最終結論に至る道筋、判断の基準や指標となるものが示されたわけではなかったから、総合的判断方法を用いたとしても、責任能力の有無・程度を判断するのは容易なことではなかった」と指摘されるように、総合的判断における各考慮事情の重みや評価方向は、必ずしも明らかでない。⁽⁷⁾

例えば、幻覚妄想に支配された犯行の場合には、後述のように、犯行態様

の合目的性・一貫性や当該犯行の計画性といった、通常であれば責任能力肯定の方向に作用する他の事情を考慮すべきではないと理解される。というのも、幻覚妄想が正確な事実認識を歪めるものであることから、犯行の合目的性・一貫性や計画性を、責任能力を肯定する方向に評価すべきではなく、むしろ、幻覚妄想が強固で修正不可能であったことの証左とも理解できるからである。

こうした総合的判断の複雑性は、責任能力の実体要件との関係で困難な問題を生じさせる。生物学的要素と心理学的要素の概念は最高裁判例によっても承認され、総合判断における各考慮事情は、「その両者の橋渡しをするもの（いわば、心理学的要素の判断を基礎づける事実⁽⁸⁾）」と理解される。しかし、これらの考慮事情が、どの実体要件との関係で重要（ないし非重要）と解されているのか、裁判実務の側からは必ずしも明らかとされてこなかった。

この理由としては、上記の総合判断を実体要件（「精神の障害」および弁識・制御能力）に落とし込む段階において、具体的にどの要件が問題となるのか明示的に言及しない実務慣行の存在を指摘できる。責任能力が争われた裁判例の結論部分では、例えば、「（精神の障害により）弁識能力あるいは制御能力を喪失していた」と言及されるが、弁識・制御能力のいずれが欠けるとしても結論に影響を与えないことから、どの要件の充足が認められるのか明示する必要性が乏しいのである。

他方で、責任能力の認定手法に関する理論的な分析については、これまで刑法研究者の側から十分な検討が加えられてこなかった。この理由としては、筆者が別稿⁽⁹⁾で指摘したように、認定論と実体論を峻別し、後者の枠内で体系的整合性を重視した演繹的議論が好まれるわが国の学問的土壌の存在を指摘できる。

このように、責任能力の認定手法については、学説と実務の没交渉が続いてきたと言ってよい。そこで本稿では、総合的判断方法に内在する上記の複雑性・困難性を念頭に置きつつ、裁判実務における責任能力の認定手法を理

論的に分析する。具体的には、責任能力が争われた裁判例において、総合的
判断における各考慮事情がどのように取り扱われているのかを検討する。

この分析結果を踏まえた考察過程では、責任能力の実体要件と認定基準の
関係性を検討し、従来の実体要件と裁判実務における認定基準が乖離にとど
まらず、矛盾していることを提示する。そのうえで、筆者がこれまでに公表
した責任能力の理論枠組みと裁判実務における認定基準の関係性を考察し、
私見の理論枠組みを検証することが本稿の目的である。本稿における分析視
角・分析対象は、以下の通りである。

3 分析視角・分析対象

責任能力に関する裁判例の分析については、限界事例とされる少数の裁判
例を取り上げることで裁判実務の考え方の外延・輪郭を描き出すという、犯
罪論の他の領域では有効とされる手法を用いることができない。というの
も、既述のように、責任能力が争われた場合に裁判実務では、幻覚妄想の有
無や動機地了解可能性、犯行態様や犯行前後の事情などが考慮され、事案や
病気類型ごとに考慮される事情の種類や（場合によっては）各事情の評価方
向が異なりうるからである。⁽¹⁰⁾

このことから、例えば、責任能力に関する近時のリーディングケース（最
高裁平成20年判決⁽¹¹⁾）は、心神喪失・心神耗弱の判断が裁判体によって分かれ
うる限界事例であるとともに、個別判断の中で精神鑑定人の意見の取り込み
方を最高裁が提示したという意味で重要とされるに過ぎない。したがって、
この事例のみを分析することによって、裁判実務における責任能力の認定手
法の全体像を明らかにすることには、自ずと限界が伴うことになる。裁判実
務における責任能力の認定手法を明らかにするためには、ある程度の分量の
裁判例を総合的に分析することが求められるのである。

他方で、分析対象となる裁判例の絞込みに際しては、恣意性の排除が課題
となる。というのも、自説に有利な裁判例を収集し——例えば、筆者の立場

からは「行為者の合理性」⁽¹²⁾に着目した裁判例を多く集めて——、それを自説の根拠として援用するという裁判例分析の態度は、(客観的見地からの)自説の検証という意味では妥当でない⁽¹³⁾。

そこで本稿では、分析対象となる裁判例の選定に際して、第三者によって作成された裁判例集を用いることにする。具体的には、①平成19年度司法研究『難解な法律概念と裁判員裁判』⁽¹⁴⁾において取り上げられた裁判例(55例)、および、②同司法研究が公表された以降の公刊物登載の裁判例(36例)⁽¹⁵⁾に分析対象を設定する(計91例、分析対象裁判例は、後掲の表1および表2に記載の通りである。)

その際には、昭和59年決定によって明示された考慮要素(犯行時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様)、および、重要と考えられる他の要素(幻覚妄想の有無および犯行との関係、もともとの人格との関係、犯行後の行動、犯罪性の認識、計画性の有無、記憶の有無、意識の清明さ)が責任能力の評価にどのような形で影響を与えているのかを分析する。特に、責任能力判断においてどの要素が重視されているのか(評価の重み)、各要素の存在を責任能力の肯定・否定のいずれに評価しているのか(評価方向)、各要素間の相互関連性にも配慮しながら検討を加えることで、実体要件と認定基準の関係性を考察するための素地を整えることを目標にする⁽¹⁶⁾。

この分析結果の考察過程では、従来の責任能力論から説明が困難な領域を提示するとともに、裁判実務における責任能力の認定手法が私見の理論枠組みと親和的であることを明らかにする。

表1：分析対象裁判例一覧(『難解な法律概念と裁判員裁判』に引用された裁判例)⁽¹⁷⁾

事例番号	裁判所名・判決日	認定犯罪	39条の適用	掲載文献
①-1	最判平成20年4月25日	傷害致死	心神喪失(但し、自判ではない)	刑集62巻5号1559頁
①-2	釧路地判平成19年2月26日	現住建造物等放火	心神喪失	裁判所 HP
①-3	福岡高那覇支判平成16年11月25日	殺人未遂、殺人等	心神喪失	高検速報1446号
①-4	大阪地判平成15年9月16日	殺人未遂、殺人	心神喪失	判タ1155号307頁

①-5	名古屋高判平成13年9月19日	殺人	心神喪失	判時1765号149頁
①-6	京都地判平成8年11月28日	殺人等	心神喪失	判時1602号150頁
①-7	岡山地判平成7年12月18日	現住建造物等放火	心神喪失	判時1565号149頁
①-8	大阪高判平成4年10月29日	殺人	心神喪失	判時1508号170頁
①-9	東京地八王子支判平成元年6月26日	強盗致傷	心神喪失	判タ713号278頁
①-10	東京地判平成9年8月12日	殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反	心神耗弱	判時1629号156頁
①-11	広島高判平成元年3月23日	殺人未遂	心神耗弱	高検速報(平元)3号
①-12	最判昭和59年7月3日	殺人、殺人未遂	心神耗弱	刑集38巻8号2783頁
①-13	東京地判昭和39年11月20日	殺人	心神耗弱	判タ172号242頁
①-14	青森地判平成18年2月15日	殺人未遂	完全責任能力	裁判所 HP
①-15	仙台地判平成17年8月18日	殺人	完全責任能力	裁判所 HP
②-1	東京地判平成5年4月14日	殺人	心神喪失	判時1477号155頁
②-2	浦和地判平成元年8月23日	殺人	心神喪失	判タ717号225頁
②-3	東京地判平成元年5月19日	殺人	心神喪失	判タ705号262頁
②-4	東京地八王子支判平成10年10月26日	殺人	心神耗弱	判時1660号159頁
②-5	東京地判昭和63年7月28日	殺人、殺人未遂	心神耗弱	判時1285号149頁
②-6	大阪地判昭和60年8月27日	殺人	心神耗弱	判タ621号219頁
②-7	東京地判平成2年5月15日	現住建造物等放火、殺人未遂	完全責任能力	判タ734号246頁
③-1	大阪地判平成5年9月24日	強盗傷人	心神喪失	判時1477号155頁
③-2	東京地判平成15年7月8日	強制わいせつ致傷	心神耗弱	判時1850号145頁
③-3	福岡高判平成10年9月28日	殺人、殺人未遂	心神耗弱	判タ998号267頁
③-4	札幌地判平成6年2月7日	非現住建造物等放火	心神耗弱	判タ873号288頁
③-5	札幌高判平成4年10月29日	殺人	心神耗弱	判時1508号163頁
③-6	東京高判平成元年4月24日	殺人等	心神耗弱	判タ708号264頁
③-7	札幌高判平成8年4月25日	傷害致死	完全責任能力	判時1583号149頁
③-8	福岡地判平成7年10月12日	現住建造物等放火未遂	完全責任能力	判タ910号242頁
③-9	長崎地判平成4年1月14日	傷害致死	心神耗弱(但し、39条2項の適用を否定)	判時1415号142頁
③-10	東京高判平成3年10月22日	殺人、殺人未遂	完全責任能力	判時1422号142頁
④-1	横浜地判平成13年9月20日	殺人、殺人未遂	心神喪失	判タ1088号265頁
④-2	東京地判平成14年3月25日	強盗致傷、傷害、道路交通法違反	心神耗弱	判時1801号156頁
④-3	名古屋高金沢支判平成7年2月9日	殺人	心神耗弱	判時1542号26頁
④-4	東京高判平成6年3月25日	殺人	心神耗弱	判タ870号277頁
④-5	浦和地川越支判平成2年10月11日	覚せい剤取締法違反、殺人等	心神耗弱	判時1382号137頁
④-6	東京地判平成15年6月10日	殺人、死体遺棄等	完全責任能力	判時1836号117頁
④-7	東京高判平成13年8月27日	覚せい剤取締法違反、殺人	完全責任能力	高検速報3149号
⑤-1	東京高判平成19年5月29日	殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反	心神耗弱	東高刑時報58巻12号32頁
⑤-2	東京高判平成19年8月9日	殺人未遂、傷害等	完全責任能力	東高刑時報58巻20号59頁
⑤-3	大阪地判平成18年10月19日	建造物侵入、殺人等	完全責任能力	裁判所 HP

⑤-4	富山地判平成17年9月6日	現住建造物等放火、殺人	完全責任能力	裁判所 HP
⑤-5	東京高判平成13年8月30日	器物損壊	完全責任能力	高検速報3155号
⑥-1	広島高松江支判平成18年9月25日	殺人	心神耗弱	判タ1233号344頁
⑥-2	東京高判平成6年3月25日	殺人	心神耗弱	判タ870号277頁
⑥-3	横浜地判平成16年5月25日	現住建造物等放火、住居侵入等	完全責任能力	判タ1183号341頁
⑥-4	大阪地判平成15年8月28日	建造物侵入、殺人、殺人未遂等	完全責任能力	判時1837号13頁
⑥-5	東京地判平成15年6月10日	殺人、死体遺棄、殺人未遂等	完全責任能力	判時1836号117頁
⑥-6	東京高判平成13年6月28日	誘拐、殺人、死体損壊、強制わいせつ等	完全責任能力	判タ1071号108頁
⑥-7	名古屋地判平成12年10月16日	殺人、殺人未遂等	完全責任能力	判タ1055号283頁
⑥-8	名古屋地岡崎支判平成12年5月15日	窃盗、器物損壊、殺人等	完全責任能力	判時1720号171頁
⑥-9	東京高判平成12年1月24日	殺人、窃盗	完全責任能力	判タ1055号294頁
⑥-10	札幌高判平成11年9月30日	航空機の強取等の処罰に関する法律違反	完全責任能力	判時1693号156頁
⑥-11	広島高判平成10年2月10日	殺人予備、殺人等	完全責任能力	判時1639号143頁
⑥-12	東京高判平成8年7月2日	強姦致傷、強姦殺人、強盗強姦等	完全責任能力	判タ924号283頁
⑥-13	札幌高判平成8年4月25日	傷害致死	完全責任能力	判時1583号149頁
⑥-14	東京地判平成元年12月21日	殺人、死体遺棄、窃盗	完全責任能力	判タ730号246頁

表2：分析対象裁判例一覧(『難解な法律概念と裁判員裁判』) 公刊後の判例集登載裁判例)

事例番号	裁判所名・判決日	認定犯罪	39条の適用	掲載文献
[1]	山口地判平成27年7月28日	殺人、非現住建造物等放火	完全責任能力	判時2285号137頁
[2]	大阪地判平成27年6月26日	殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反	完全責任能力	判時2280号136頁
[3]	最判平成27年5月25日	殺人、殺人未遂、現住建造物等放火	完全責任能力	判時2265号123頁
[4]	東京地立川支判平成27年4月14日	窃盗	心神喪失	判時2283号142頁
[5]	京都地判平成25年8月30日	常習累犯窃盗	心神喪失	判時2204号142頁
[6]	大阪高判平成25年7月31日	現住建造物等放火、殺人、殺人未遂	完全責任能力	判タ1417号174頁
[7]	名古屋地判平成25年6月10日	危険運転致死、道路交 通法違反	完全責任能力	判時2198号142頁
[8]	東京高判平成25年6月4日	常習累犯窃盗	少なくとも心神耗弱(但し、自判ではない)	東高判時報64巻116頁
[9]	東京高判平成25年3月28日	公務執行妨害、傷害	心神喪失	東高判時報64巻90号
[10]	大阪高判平成25年2月26日	殺人	完全責任能力	判タ1390号375頁
[11]	東京高判平成24年10月3日	強盗傷人	完全責任能力	高判速(平24)137頁

[12]	青森家裁八戸支部平成24年9月27日決定	建造物侵入	心神喪失	家裁月報65巻2号92頁
[13]	東京高判平成24年9月12日	殺人、殺人未遂、公務執行妨害、銃砲刀剣類所持等取締法違反	完全責任能力	東高刑時報63巻189頁
[14]	福岡高判平成24年9月6日	道路交通法違反、自動車運転過失傷害	完全責任能力	高刑速（平24）250頁
[15]	東京高判平成24年3月5日	傷害、傷害致死	完全責任能力	高刑速（平24）81頁
[16]	大阪地判平成23年10月31日	現住建造物等放火、殺人、殺人未遂	完全責任能力	判タ1397号104頁
[17]	東京高判平成23年8月30日	傷害致死	完全責任能力	高刑速（平23）129頁
[18]	東京高判平成23年5月12日	殺人	心神耗弱	東高刑時報62巻46頁
[19]	福岡高判平成23年4月13日	現住建造物等放火	完全責任能力	刑集66巻4号631頁
[20]	東京高判平成22年10月28日	窃盗	完全責任能力	判タ1377号249頁
[21]	東京高判平成22年10月4日	強盗致傷、強盗未遂	完全責任能力	東高刑時報61巻224頁
[22]	東京高判平成22年7月14日	殺人	心神耗弱	東高刑時報61巻176頁
[23]	神戸地尼崎支判平成22年4月19日	現住建造物等放火	心神喪失	判タ1360号246頁
[24]	福岡高那覇支判平成22年3月9日	殺人	心神耗弱	判時2073号153頁
[25]	東京高判平成21年12月10日	窃盗	完全責任能力	判タ1347号74頁
[26]	最決平成21年12月8日	殺人、殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反	心神耗弱	刑集63巻11号2829頁
[27]	東京高判平成21年9月16日	殺人	心神耗弱	高刑速（平21）129頁
[28]	東京地判平成21年6月4日	殺人、殺人未遂	完全責任能力	判タ1315号282頁
[29]	神戸地判平成21年5月29日	殺人、殺人未遂、現住建造物等放火	完全責任能力	判時2053号150頁
[30]	東京高判平成21年5月25日	傷害致死	心神耗弱	高刑集62巻2号1頁
[31]	東京地判平成21年3月26日	殺人未遂	完全責任能力	判時2051号157頁
[32]	東京高判平成21年3月2日	殺人	完全責任能力	高刑速（平21）94頁
[33]	名古屋高判平成20年9月18日	窃盗、殺人、傷害	心神耗弱	高刑速（平20）177頁
[34]	大阪高判平成20年7月23日	殺人、殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反	心神耗弱	刑集63巻11号2873頁
[35]	東京地判平成20年5月27日	殺人、死体損壊	（殺人について）完全責任能力、（死体損壊について）心神喪失	判時2023号158頁
[36]	東京高判平成20年5月15日	現住建造物等放火未遂、窃盗、建造物損壊、建造物侵入、現住建造物等放火	完全責任能力	判時2019号127頁

第1章 総合的判断方法における考慮要素の分析

第1節 犯行当時の病状・精神状態

責任能力が争われた裁判例では、精神鑑定人の意見を踏まえた上で、犯行当時の病状ないし精神状態についての判断が下されるのが通常である。もっとも、「統合失調症であるから責任無能力」あるいは「人格障害であるから完全責任能力」などとして、特定の病気類型への該当性を責任能力の最終的な判断に直接結びつける裁判例はみられなかった。⁽¹⁸⁾

このことは、責任能力の判断場面において、「最終的には心理学的要素から責任能力の有無及び程度に関する法的判断がされるのであって、主に、生物学的要素はこの心理学的要素にどのような影響を与えたか（機序）という観点から問題」となり、「精神の障害がどのようなもので、それが事理弁識能力や行動制御能力にどのような影響を与えたかを、証拠上認定できる動機、経緯、態様等の客観的事情を踏まえつつ判断する手法がとられる⁽¹⁹⁾」との指摘とも整合的と評しうる。

もっとも、代表的な疾患類型における（責任能力の判断結果との関係性を関心対象とした）裁判例の帰納法的な考察は従前から試みられていることから、本稿ではこの問題に深く立ち入らず、以下では総合的判断方法に現れたそれ以外の事情を順次検討する。⁽²⁰⁾

第2節 幻覚・妄想の有無および犯行との関係

幻覚や妄想に犯行が支配されていたか否かは、動機地了解可能性とともに、責任能力の有無を決定づける重要な役割を果たしている。もっとも、「『幻覚・妄想など病的体験に支配されて』という表現がなされるが、……幻覚・妄想に直接的かつ完全に支配されて遂行された犯罪というものは、それほど多いものではなく、幻覚・妄想に動機づけられて犯したもの、すなわち、病的な動機が病的な情意障害によって抑制されなかったと正確には評す

べき場合が多いとする指摘⁽²¹⁾には留意する必要があるだろう。

以下では、犯行を直接指示する幻覚・妄想とそれ以外の幻覚・妄想とに区別した上で分析を加える。

第1項 犯行と関係のある明確な幻覚・妄想

- ①-3：「お前以外は悪魔だよ、とにかく全員殺せ」という妄想・幻聴に完全かつ直接に支配されてなされた（心神喪失）
- ④-1：被告人は、終始自分の体に人が入ってくるなどの多様な体験をし、自分の体に入ってきた人を追い出すために入浴していたところ、浴室に入ってきた被害者（実母）と話した際に「おまえは誰だ」という幻聴を聞き、以前から聞いていた「殺すぞ」という幻聴の影響もあって、「やっちまえ」という幻聴にも刺激されて犯行に及んだ（心神喪失）

以上のように、犯行を直接指示する明確な幻覚・妄想による支配は、責任能力の不存在を強く推認させる事情として理解される⁽²²⁾。犯行を指示する訂正不可能または困難な妄想が存在したことは、他の適法行為に出る可能性が狭まっていた（制御能力の減退）と評価でき、従来の理論枠組みから説明可能と思われる。しかし、以下に見るように、多くの事例においては、犯行とは直接関係のない幻覚・妄想であっても責任能力判断において重要な考慮要素として捉えられている。

第2項 犯行と直接関係のない幻覚・妄想

- ①-8：体系化された妄想の中で、妄想によって現実を誤って理解し、外界から迫害されていると思ひこみ、妻にまで裏切られたと妄信し、苦しみ続けてきたものであり、その妄想のゆえに妄想に導かれて発作的、衝動的に行われた（心神喪失）

①-10: 被害者の執刀による手術後に異常な感覚を覚えるようになったのは被害者に人体実験されたからとの妄想(心神耗弱)

④-2: 強い恐怖感を感じ、被害妄想が生じるなど異常な精神状態にあった一方で、幻覚妄想状態はあるが、それは、ボイラーの音を聞いて爆発するのではないかと思ったといった、現実に起こっている事象をもとに想起されたものであり、人格が妄想により完全に支配されていたような状況にまではなかった(心神耗弱)

[23]: 被告人は、ラジオのDJの態度が自分の投稿によって変わり、そのDJが自分を茶化しているように感じるという幻聴が始まり、これがラジオの他のDJ、さらにテレビへと拡がっただけでなく、対象が周囲の通行人らというようにもなったばかりか、自宅の内部でのやりとりも誰かに見られているという妄想(注察妄想)を有しており、明らかに正常ではない(心神喪失)

上記のように、迫害等を受けているとの幻覚・妄想のもとで、迫害者を排除あるいは迫害者に報復するといった動機が形成された場合にも、責任能力の低減が認められる傾向にある。また、後述のように、幻覚・妄想の有無は動機の了解可能性判断に影響を与えているように見受けられる。

他方で、幻覚妄想の影響により、他者から急迫不正の攻撃を受けていると信じた者が正当防衛の意図でその者を殺害した場合に刑罰から免れることに異論はないと思われるが、「迫害者によって名誉を傷つけられた」あるいは「迫害者によって茶化された」といった幻覚妄想の影響により、それを止めさせようとする意図で「迫害者」を殺害した場合にも刑事責任を免れうることを、弁識・制御能力の従来的な枠組みからどのように説明できるのかは明らかでない。というのも、名誉を傷つけられたことによる殺人や茶化されたことによる殺人は通常、それが誤想に基づくものであったとしても正当化や免責の抗弁を構成しない。このことから、責任能力と他の責任要素(違法性

の意識の可能性・適法行為の期待可能性)の平行理解を前提とする通説的立場からは、正常者であれば許されないはずの迫害者への報復(という認識内容)が、犯行とは直接関係のない幻覚・妄想であっても統合失調症者であれば「行為を思いとどまることが困難」(制御能力の低減)として免責される理論的根拠が必ずしも明らかではないからである。

なお、①-10・④-2のように、妄想の形成過程に事実的根拠が含まれる場合には、幻覚妄想の影響が低く見積られる傾向がある。この場面では、違法性の認識可能性ではなく、むしろ周囲の状況を正確に把握する能力が問題となっているように見受けられる。例えば、[16](覚せい剤精神病、完全責任能力)では、精神障害の影響により妄想上の人物らの幻声を聞くなどの体験があったものの、これらの幻声は被告人の思考の結果ないし日常生活を補うものとして、責任能力に影響しないと評価された。このことから、責任能力に影響を与えうる幻覚妄想とは、現に生じていることを正しく理解した上で妄想上の人物のせいにするという関係ではならず、正しい現実認識に歪みが生じるものでなければならないことが示唆される。

第3節 動機

当該犯行に至った原因・動機が一般人から見て了解可能かどうかの問題とされる。以下では、動機の形成過程の了解可能性と動機の内容それ自体の了解可能性に区分した上で分析を加える。

第1項 動機の形成過程の了解可能性

①-7：かねて幻聴から逃れるため死にたいと考えていたところ、幻聴等の症状の出る中で、生活に行き詰まったと受け止め、いよいよ生きることが嫌になって自殺を図った

評価：本件の動機は、それだけを捉えれば一応了解可能であるものの、被告人の幻聴は統合失調症の主たる症状であり、生活不安も統合

失調症と身体障害による就労困難に起因すること、犯行当時、被告人において自殺を決意するほどの切迫した事情があったと認めるに足らず、動機において極めて衝動的、短絡的(心神喪失)

- ①-10: 被害者の人体実験によりこのまま体調が悪化して死んでしまうかもしれないと考えて、自分が死ぬ前に被害者を殺さなければならないと決意した

評価: 被告人の体感異常を中心とする被害妄想は、手術後の体の不調を契機として形成されたと考えられ、妄想の内容自体は奇異で理解困難なものであるが、被告人がそのような妄想を抱くに至った経緯および動機の形成過程は了解可能(心神耗弱)

- ②-5: エイズに罹患し、家族にも感染させたと思ひこみ、一家心中を図ろうと決意した

評価: 自らのエイズ恐怖を親族、友人等に相談することもできず、一人で思い詰め、心身の疲労の度を強めてうつ状態に陥っており、エイズ恐怖が単なる疾病恐怖の域を超えて、疾病妄想ともいえる状態にまで達していた(心神耗弱)

- [23]: 自室が周囲から見られているから、これを焼き払おうとした

評価: 見られているから、これを燃やしてしまうということも飛躍があり不合理な行動であって、妄想の内容が直接放火に関係するものではなく、命令性の幻聴等がないにしても、被告人が本件住宅への放火による自殺を図ったことには、その手段を含めて妄想の強い影響が認められ、妄想の影響以外に本件犯行の動機は了解不可能(心神喪失)

以上のように、動機の形成過程の了解可能性判断に際しては、幻覚や妄想といった病的プロセスを経た場合に了解不能と解される傾向があるのに対し、動機形成にやや飛躍があるように見られる事例にあっても幻覚・妄想が

認められない場合には、了解可能と解される傾向がある。以下では、動機の内容それ自体の了解可能性が問題となった事案を概観する。

第2項 動機の内容の了解可能性

①－2：「自己への嫌悪感」および「妹への嫌悪感」

評価：自己や妹を嫌悪した理由として挙げる事情は客観的事実とは異なる不可解なものであり、妄想による誤った事実認識が影響したも
の（心神喪失）

④－6（⑥－5）：水汲みを拒んだホームレスに憤慨して刺殺し、そのために自暴自棄になって日ごろから自分をバカにしていると思っていたホームレス2人も殺害し、さらに、日ごろうわべは従順でも内心は従っていないのではないかと思っていた他のホームレスについても一方的に憤懣の情等を募らせて殺害しようとした

評価：各犯行の動機は通常心理の範囲内にとどまる了解可能なもの（完全責任能力）

[30]（①－1の差戻後控訴審）：被害者の幻聴や幻視により、被害者が被告人の仕事に行くのを邪魔しようとしているとして腹を立てていた被告人は、被害者に対する腹立ちが収まらず、被害者を二、三発殴って脅し、自分をばかにするのをやめさせようなどと考えて、被害者方に至り、本件犯行に及んだ

評価：被告人は、同種の幻聴等が頻繁に現れる中で、しかも訂正が不可能又は極めて困難な妄想に導かれて動機を形成しているの
である、被害者に対する葛藤は現実的基盤を全く持たないものであることを考えると、動機形成等が了解可能であると評価することはできない（心神耗弱）

上記のように、一般的には、犯行動機の内容が了解可能であれば責任能力

を肯定する方向に作用し、了解不可能な場合には、責任能力を否定する方向に作用する。⁽²³⁾特に、①-2に見られるように、(幻覚妄想の影響により)行為者の認識内容が客観的事実とは異なる不可解なものと解された場合に、了解不能性が認められる傾向にある。これに対して、動機の内容が理不尽・突飛・身勝手・短絡的等である場合であっても、被告人の平素の人格の延長線上の行為とみなしうる場合には、責任能力に影響を与えないと解される場合が多い。⁽²⁴⁾

動機の了解可能性については、「他に比べて総合的評価における比重が大きくなること⁽²⁵⁾が」とされ、「被告人の行為が了解しえない場合が心神喪失であり、了解し難い場合が心神耗弱であるといわれることがあるくらい、了解可能性が責任能力の重要な判断要素の一つ⁽²⁶⁾」と位置づけられる。

もっとも、「動機から了解できるかどうかは、立場によってはどうにでもとれる⁽²⁷⁾」との精神医学者による指摘にも見て取れるように、動機の了解可能性判断には困難が伴う。例えば、統合失調症者の場合には、了解可能なように見えて、実際には不合理な動機に突き動かされていることも見受けられるとされ、「動機が了解可能だからといって、安易に責任能力を肯定してはならない⁽²⁸⁾」と指摘される。すなわち、統合失調症が重度である場合や犯行が幻覚妄想に支配されていた場合には、「了解が可能であると思われる場合でも、心神喪失を認定することの妨げとはならず、⁽²⁹⁾「犯行当時の記憶があったり、意識が清明である場合も同様」⁽²⁹⁾と解されている。

かようにして、「動機の了解可能性といっても、判断者によって、見解が分かれる可能性があり、この概念が相対的なものでしかないことを十分踏まえておく必要⁽³⁰⁾」があることからすれば、この要素も「結局は総合判断の際の一要素に止どまる⁽³¹⁾」と解され、幻覚妄想や作為体験等に支配された行為の場合に「責任能力否定の方向に相当に決定的に作用している⁽³²⁾」ものと位置づけることができるだろう。

第4節 犯行前の生活状況・犯行前の事情

①-4：飼犬が人間のように見えたため、歯痛止めの薬を飲ませようとしたり、「死ね」という幻聴を聞き、手首を包丁で切り自殺を試みるなどした

評価：支離滅裂（心神喪失）

①-9：一応社会に適応した生活を送っていた

評価：統合失調症患者は常に異常な行動をとっているわけではなく、通常の社会生活を営むことと統合失調症に罹患していることは特に矛盾しない（心神喪失）

②-1：家事をする意欲が薄れ、食欲もなく、気分も落ち込んで外出もできなくなった

評価：通常の社会生活を営むことができない状態（心神喪失）

②-2：内因性うつ病に罹患して希死念慮も現れるなどしたが投薬治療等を受けて一度は軽快した被告人は、14歳の長男も精神に変調をきたしたことに思い悩んで再びうつ病の症状を呈した

評価：家の中で無為に過ごして死ぬことばかり考えるようになった（心神喪失）

[5]：日常生活において被告人は、平仮名しか読めず、数字はあまり読めないし買物で欲しいものは買えるがお釣りは分からない上、店頭のない商品の注文等につき店員との交渉もできず、社会参加は週に一度生活介護事業所に通所してペットボトルをつぶすなどの単純作業をするだけであったこと、食事摂取、排泄等は自立しているが、それ以上の日常生活のほぼ一切について支援を要する状態であったこと、施設で女性に好意を覚えると管理者に着替えるところが見たいなどと相談し、拒否されると激怒するなど、願望の実現方法について極めて拙劣であった

評価：被告人の日常生活は、重度精神発達遅滞によってかなりの程度制

限されていたとみることができる(心神喪失)

[23]: 被告人が、自らの幻聴等を病態と捉えることなく、単にいろいろな鎮める市販薬を服用することで済まし、電話が不通となったことについても、ラジオ局の報復という一般的にはおよそ理解できないとらえ方をして対処しようとし、ラジオから24日が期限であるかのような放送を聞いたという幻聴に関しては、それが具体的に何を意味するかすら明らかでないのに、これを弁護士による法律相談で対処しようとするなどした

評価: 被告人が自己の周囲の状況を的確に認識して相応の行動をとっていたとは評価し難い(心神喪失)

以上のように、犯行前に通常の社会生活を営むことが困難であったことは、責任能力を否定する方向に作用する。特に、②-1や②-2などのうつ病類型では、一般に動機の詳細な了解可能性が容易に認められやすいという事情から、犯行前の事情を重視した丁寧な検討がなされる場合が多い。また、重度精神発達遅滞の被告人の責任能力が争われた[5]では、犯行前の生活状況につき詳細な検討が加えられており、(一般的な精神疾患とは異なり)精神障害の快癒・寛解が想定できず、犯行時の精神状態と大きな変化が見込まれない場合には、この要素の比重が大きくなることにもなるだろう。

他方で、[23]に見られるように、幻覚妄想が日常生活に影響を及ぼしていたかどうかは、当該幻覚妄想が犯行に与えた影響の有無や程度を評価する際の判断資料としても用いられる。もっとも、①-9に見られるように、統合失調症の場合には、社会に適応した生活を送っていたとしても、そのことを過大視すべきではないとされる点には注意が必要であろう。

第5節 犯行の態様

犯行の態様は、責任能力の判断要素の中で、幻覚妄想の有無(およびそれ

と密接に関係する動機の了解可能性）と並んで重要な考慮要素である。具体的には、(1)犯行態様の合理性・合目的性、(2)周囲の正確な状況認識の有無、(3)犯行の残虐性、(4)ためらい・躊躇の有無、(5)動機と態様との均衡性などが問題とされている。以下では、それぞれの要素ごとに裁判例における評価を概観し、分析を加える。

第1項 犯行態様の合理性・合目的性

①－2：一見すると合理的かつ合目的な犯行態様

評価：重度の統合失調症患者であっても必ずしも支離滅裂な行動を採ることはなく、行為の合理性から直ちに判断能力を肯定することはできない（心神喪失）

⑤－4：被告人は、心中の方法として自宅への放火を思い立ち、勝手口付近で自宅にあった草刈機の燃料を染み込ませた新聞紙にライターで点火して火勢を確認した後、自宅2階の父の寝室前に燃料を入れたプラスチック製バケツを運び、その中の燃料を新聞紙に染み込ませた上、これにライターで点火した

評価：犯行の準備状況や態様等には、合目的性が認められる（完全責任能力）

[8]：10年以内に3回にわたり、常習累犯窃盗罪により懲役刑の執行を受けた被告人が、さらに常習として、スーパーマーケットにおいて、雑誌3冊等16点（販売価格合計2,826円）を窃取した

評価：被告人は、商品を隠すのに適したバッグを持っていたにもかかわらず、それに入れることをせず、店員等に見つかることを全く意に介することなく、商品を抱えたまま店外に出ているのであって、通常の判断能力を持った万引犯の行動としては異常というほかないし、万引きした商品も被告人の年齢を考えると、やや幼なすぎる感がある（被告人の犯行態様を合理的とした原審の判断を

否定、少なくとも心神耗弱として破棄差戻し)

[28]: 被告人が、その経営する会社の将来を悲観し、家族を道連れにした無理心中を企て、就寝中の家族5人を殺害するべく、次々に包丁で刺突するなどして、両親と妻を殺害したほか、長男及び次男に対しては傷害を負わせた

評価: 家族全員を殺害するための合理的な順序を考へ、その計画に従って行動しており、包丁による殺害に手間取って絞殺に切り替え、犯行をたしなめる長女に対して取り繕うような返答をしながら、計画どおり首尾よく目的を遂げている。拡大自殺という目的に向けた冷静かつ合理的な行動をとっており、自己の行動をおおむね正しく制御していた(完全責任能力)

犯行態様が合理的・合目的と評しうることは一般に、責任能力を肯定する事情として理解される。もっとも、①-2に見られるように、犯行態様の合理性・合目的性は、動機や動機形成過程の了解可能性と合わせて考慮されなければならない。なぜならば、幻覚妄想に支配され、動機や動機形成過程が了解不可能と評しうる場合には、その不合理な動機を前提とした場合に犯行態様が合理的・合目的と解される事態が生じうるからである。

他方で、(幻覚妄想の欠如ゆえに)動機や動機形成過程の了解可能性が肯定された場合に、犯行態様(ないし犯行前後の行動)の合理性に言及しながら責任能力を肯定した事例が多い。例えば、[28]は、犯行の目的に向けて合理的で一貫した行動がとられていることを挙げつつ、責任能力を肯定する事情として考慮している。精神疾患の類型別には、⑤-4(ないし、上記の枠内で引用しなかった、⑤-2、⑤-5、⑥-3、⑥-4、⑥-10、⑥-11、⑥-12、⑥-14)に見られるように、広範性発達障害や人格障害類型において、犯行態様の合理性・合目的性に着目して、いずれも完全責任能力を認めていることが注目される。しかし、後述のように、「合理的・合目的

に犯罪を行うこと」は、「行為を思いとどまる能力」（制御能力）とは無関係の観点ではないかが別途問題となる。

さらに、（幻覚妄想が認められず）動機や動機形成過程の了解可能性が認められる場合であっても、[8]に見られるように、犯行発覚回避行動をとっておらず、稚拙な計画性・場当たりの合目的性と評しうる場合には、犯行態様が（大胆というよりはむしろ）異常・不自然と評価され、責任能力を否定する方向に作用する。

第2項 周囲の正確な状況認識の有無

①－6：当時17歳の少年であった被告人が、隣家の主婦らをけん銃で殺害することを企て、警ら中の警察官を襲って鋭利なナイフで刺し、重傷を負わせてけん銃を強奪し、そのけん銃を用いて隣家の主婦と義理の叔母に相次いで発砲し、主婦を殺害し、叔母に重傷を負わせるなどした

評価：その場での思いつきとも評すべき動機によって重大な犯行を重ねており、そこに見られる被告人の行為は、その貫徹性の点でも通常人には了解不能な常軌を逸したものであり、周囲の状況や行為の是非についての考慮判断は全くなされておらず、その行為が社会的に是認されるか否かも、被告人には意味をなさない（心神喪失）

④－2：駐車していた大型観光バスを窃取し、その取還を防ぐ目的で、バスを止めようとした運転手に同バスを衝突させ、同人の両足を轢過して全治約三か月間の傷害を負わせ、無免許であるにもかかわらず、同バスを運転して公道を3キロメートル以上にわたり走行し、次々と普通乗用自動車などに同バスを衝突させ、合計9名に加療10日間から加療6週間の傷害をそれぞれ負わせた

評価：一連の行動を全体としてみると、あまりにも脈絡が欠けている一

方で、周囲の状況を認識し、その状況に応じて自己の意思で行動している（心神耗弱）

- ⑥-5（④-6）：被告人同様にホームレスの境遇にあった3人をバタフライナイフで突き刺すなどして立て続けに殺害し、その夜、住宅街の路上で出会った友人のホームレスに同ナイフを突き出すなどして殺害しようとし、翌朝、殺害した3人の死体を次々と荒川の水中に投棄して死体を遺棄した

評価：見当識をおおむね保っており、周囲の状況を把握し、これに対応して行動する能力も保持していた（完全責任能力）

先述の犯行態様の合理性・合目的性（本節第1項）を担保するための前提条件として、具体的な事態の推移を正しく認識していたかが問題とされる。犯行態様の合理性・合目的性と併せて、特に（幻覚妄想が認められず）動機や動機形成過程の了解可能性が認められる場合に、責任能力を肯定する要素として重要視されている。もっとも、後述のように、「周囲の状況を正確に認識すること」は、「違法性を認識する能力」（弁識能力）とは無関係な観点ではないかが別途問題となるだろう。

第3項 犯行の残虐性

- ①-4：横になっていた父に対して唐突に包丁で攻撃を加え、止めに入った母を殺害し、血を流している母を気にもとめず、約2時間もの長時間にわたって、虚ろな表情のまま一言も発せずに父に対して執拗に攻撃をつづけた

評価：感情鈍麻および異常な緊張状態の持続を伴うもの（心神喪失）

- ③-7（⑥-13）：被告人が酔余、妻が銀行からおろした預金の使い道を明らかにしなかったことに憤激し、被害者に対し、竹刀を用いるなどして激しい暴行を加えて全身打撲傷の傷害を負わせた結

果、右暴行に基づく出血性ショックにより死亡させた

評価：被告人の本件犯行の際の暴行はこれまでになく激しいものであるが、それでも本件犯行はこれまでの飲酒の上での暴力等の延長線上にあるものと認められる（完全責任能力）

- ④－４（⑥－２）：犯行の日の前日に知り合ったばかりの若い女性とデートをし、ビアホールとパブで被告人だけが多量に飲酒した上、同女を誘っていわゆるラブホテルに入ったが、同ホテルの客室内で同女の言動から激しい興奮状態に陥り、同女の顔面を殴打するなどの激しい暴行を加えた上頸部を両手で扼して殺害したものであり、その暴行の態様は全裸の同女をベッドの上で多数回にわたり手拳で激しく殴打し、鼻骨骨折等の傷害を与え、またそのために被害者の血液がベッドの上はもとより客室の壁面の大型の鏡や天井にまで飛び散らせており、同女の乳首が傷付くほどに咬み、陰部や肛門に異物を差し込んで傷つけるという極めて残虐なものの評価：ホテルに入ってさほど時間もたないうちに、突如として激しい暴行を加えており、なぜこのような残虐な行動に出たのか、了解困難な部分がある（心神耗弱）

以上のように、常軌を逸した犯行態様の残虐性は一般に、責任能力を否定する方向に働くと考えられる。他方で、③－７（⑥－１３）に見られるように、その残虐性が被告人の人格傾向（飲酒時の性格や平素の人格の粗暴性）から説明可能な場合には、犯行態様が了解可能となり、責任能力に影響を与えないと解されているように見受けられる。

第４項 ためらい・躊躇の有無

- ②－２：犯行の決意から最終的な殺害終了までに相当の時間的経過が存在したにもかかわらず、また、最愛の子供を三人も一挙に絞殺す

るという衝撃的な犯行形態であるにもかかわらず、その間一度として思い直すことがなく、淡々と何らの気持の高ぶりもなくこれを敢行している

評価：甚だ異常なもの（心神喪失）

④－１：風呂から出て自分の部屋に戻り、予め押入に隠しておいた出刃包丁を持って両親のいる居間へ赴き、無言のまま、まず実母を襲い、次いでベッドに寝たきりになっていた養父を襲った。この時、被告人は一瞬犯行を躊躇したが、依然として体の中に人が入ってくるという内容の幻覚妄想を有しており、当時体に入ってきていたという人による「やっちなえ」というような内容の幻聴を聞き、これに刺激されて本件犯行に及んだ

評価：犯行を躊躇したとはいえ幻覚妄想に支配されていたからこそ結果として犯行に及んだという見方も十分可能（心神喪失）

⑥－９：各犯行は、いずれも完全犯罪を意図しながら、冷静に、周到かつ綿密な準備の上になされた計画的なもの

評価：巧妙であり、実行に当たっては何ら躊躇することなく、沈着に、大胆かつ執拗に殺害行為に及んでいる（完全責任能力）

②－２に見られるように、犯行のためらい・躊躇は、規範意識が残存していることを推認させる事情として考慮されている。しかし、④－１のように、犯行を躊躇したにもかかわらず行為に出たことが幻覚・妄想の強さを裏付ける事情として考慮されうること、また、⑥－９のように、犯行への躊躇の欠如が被告人の人格の悪性を示すものとして認定されうることなど、この要素について一面的な評価を下すことは困難である。

第５項 動機と態様間の均衡性

④－３：被害者に対し、ガラス製灰皿でその頭部を数回殴打し、電気コ

ードで首を絞め、包丁でその顔面、頸部、胸部等をめった突きにするなどして殺害した

評価：いさかい程度の動機から執拗かつ残虐な本件犯行に及んだ点については、了解の余地が全くないというわけではないが、通常人の理解に苦しむところ（心神耗弱）

[13]：被告人は、掲示板における人間関係に独特の高度な価値観を見出しており、そこで受けた成りすまし等の嫌がらせは、とてつもなく大きな体験であったといえる

評価：被告人の当時の主観においては、本件で起こした重大な結果と動機との間に、さほど大きな飛躍はなかった（完全責任能力）

上記のように、動機それ自体は了解可能であるものの、一般人からみて些細な動機であるにもかかわらず当該犯行態様が著しく残虐・執拗な場合には、責任能力を否定する方向に働くものと考えられる。⁽³³⁾

第6項 まとめ

一般的には、犯行態様が合理的・合目的であり、周囲の正確な状況認識が認められるなど、格別の異常性がなく犯行態様が第三者から見て合理的と評しうる場合には、責任能力が肯定される傾向にある。⁽³⁴⁾ もっとも、精神医学者の保崎秀夫による以下の指摘に見られるように、その判断・評価には困難が伴う。

「犯行の態様が異常かどうか、豊富な経験をもつ人にはすぐ判断できるかもしれないが、異様ととれば異様であるが、それほどでないという形のものが多いのではないか。分裂病〔現：統合失調症〕者の犯行の態様でも犯行そのものはそれほど異常性を示したり、異様さを感じさせるものはないのではないか。むしろ異常醜態などの際に異様性が示されることがあ

るのではないかと感じられるくらいである。⁽³⁵⁾」

この点について、例えば統合失調症者の場合には、「知能・知識には障害がなく、通常人と比較してもそんな色のない能力を備えている場合もあるから、犯行の手段・態様等について、合理性や計画性が備わっているから」といって、その点を過大に評価するのは相当でな⁽³⁶⁾く、「犯行の手段や態様については、その細部ばかり目を奪われずに、犯行全体を通じての合理性を考慮する必要がある⁽³⁷⁾」と指摘される点に留意する必要がある⁽³⁸⁾だろう。

かようにして、「犯行態様が異常かどうか、重要な判断要素の一つであるが、行為の異常性もやはり相対的なものでしかないことに留意しておく必要⁽³⁹⁾」があるとの指摘が妥当することになるだろう。

第6節 もともとの人格との関係

当該犯行が被告人の本来の人格の発露として認められるか否かが問題となる。動機の了解が困難、あるいは犯行態様が残虐であることにより、責任能力を一見否定する方向に働く要素が認められる場合であっても、以下に見るように、被告人の本来の人格から説明が可能であれば、責任能力を肯定する方向に作用する。

②-2：犯行の動機・態様の異常性は、優秀な頭脳を持ち、日頃から子供に対し深い愛情を抱いていた被告人の病前性格を前提とすればもちろん、通常一般の母親像を前提としても到底合理的に理解し難いもの（心神喪失）

③-7：被告人は、普段は無口でおとなしい性格だが、酒を飲むと一転して話すことがぐどくなり、もっと飲むと、被害者に「男がいるでないか。金の使い方が分からない。」等と言出しけんかとなる傾向があった（完全責任能力）

- ⑥-4：被告人の平素の人格の発露であり、こうした人格傾向が病的要因によって形成されたものでもない（完全責任能力）
- [4]：てんかんにり患する前の被告人は社会適応も良好だったといえ、本件の行為と病前性格との親和性は乏しい（心神喪失）
- [23]：被告人の生育歴等にかんがみても、これまで犯罪傾向は窺われず、社会不適応により自傷行為や引きこもりなど非社会的な行動に及ぶことはあり得ても、他害的、反社会的行為に及ぶことは考え難く、被告人がこれまでに行った自殺未遂の手段も、薬物の服用、リストカットという第三者を巻き込むことのない方法であって、冬季の未明における住宅街にあり、賃借人や実母のいる本件住宅への放火を選択し、これを実行するという行動は従前の被告人の人格とは異質（心神喪失）
- [24]：被告人は、近所の者から、弱い女子供には強く出るタイプなどと評され、ふだんから粗暴な言動に及んでいたものであるから、本件犯行をその粗暴性の発現と見ることもできないではないが、むしろ、本件犯行の残虐性は、それまでの粗暴性とは全く異質のものと評価するのが妥当（心神耗弱）
- [32]：（殺意の有無の認定に際して）被害者の創傷の数から窺われる攻撃回数⁽⁴⁰⁾の多さ、そこに見られる強い攻撃性には、平素の被告人からは窺われない異質なものである（完全責任能力）

被告人の平素の人格が責任能力を肯定する方向に作用する重要な事情と理解される理由としては、精神障害の発症前から犯罪傾向が認められるのであれば、病気等に発症せずとも犯罪に及ぶのであって、当該精神障害と犯罪の関連性が疑わしくなることが挙げられよう。この考慮要素については、平成19年度司法研究『難解な法律概念と裁判員裁判』が統合失調症の場合を例に挙げながら、「精神障害のためにその犯罪を犯したのか、もともとの人格に

基づく判断によって犯したのか」との視座を提示したことにより、⁽⁴¹⁾学説からの注目を集めている。

学説からは、統合失調症者の場合には「もともとの人格」自体が変更されているから、行為時におけるもともとの人格と統合失調症の影響との区別はできないという批判⁽⁴²⁾が向けられているものの、実務運用としては、「ここでいう『もともとの人格』とは病前の人格を指すもの⁽⁴³⁾」と理解されているようである(こうした理解を示すものとして、[4]・[32])。他方で、③-7・[14]に見られるように、従前の飲酒時における被告人の暴力的・攻撃的な傾向性を前提に本件犯行の人格親和性を指摘するものも存在することから、この要素の内実は必ずしも明確でない⁽⁴⁴⁾。

②-2におけるように、被告人の病前人格+通常一般人を基底においた事例や、⑥-4におけるように、もともとの人格が病的過程によって生じたか否かに検討を加えた事例など、この要素に対しては様々なアプローチが採られているが、概して言えば、従前の暴力的傾向が犯行と親和的と評しうる場合に責任能力を肯定する事情として理解されている(これに対し、[23]・[24]におけるように、暴力的性格が認められたとしても、従前の暴力との異質性が認められる場合には責任能力を否定する方向に作用する)。

以上のように、被告人のもともとの人格は、動機⁽⁴⁵⁾の了解可能性や犯行態様の評価に際して重要な視座として理解されているが、通説的な個別行為責任論から、もともとの人格を責任判断において考慮に入れることが、いかにして正当化されうるかは別途検討を要するだろう。また、精神障害(ないし平素の人格)と犯行との「因果関係」を問題にすることの困難性も指摘できる⁽⁴⁶⁾。例えば統合失調症の場合には、その発症時期を特定することは容易でなく、統合失調症の発症と犯罪傾向が備わった時期の前後関係を確定することは困難である。さらに、発症前から犯罪傾向が認められたとしても、統合失調症の発症とは無関係に犯罪が行われたとは断定しにくい面もあり⁽⁴⁷⁾、この要素を独立した形で取り上げることの妥当性には疑問が残る。「精神障害の発

症前から犯罪傾向が認められるのであれば、当該精神障害と犯罪の関連性が疑わしくなる」という説明は一見説得的であるが、責任能力の認定の場面において、被告人の平素の人格が有効な判断基準として機能しているのか——つまり、責任能力の判断結果を言い換えているにすぎないのではないのか——という点については、さらに慎重な分析が求められるだろう。⁽⁴⁸⁾

第7節 犯行後の行動

犯行後の行動については、(1)罪証隠滅・犯行発覚回避行動、(2)自首、(3)逃走、(4)自殺未遂・遺書の執筆、(5)犯行の中止、(6)捜査機関への協力、(7)虚偽・不合理弁解、(8)被害者への謝罪、(9)通常の日常生活への復帰、が責任能力の検討に際して考慮されている。以下では、上記の要素ごとに裁判例を概観したうえで、分析を加える。

第1項 罪証隠滅・犯行発覚回避行動

- ①-12：犯行途中に相手方の電話線を切断し、逃走の際に凶器となった鉄棒を海岸砂中に埋めるなどの罪証隠滅を図った（心神耗弱）
- ⑥-5：死体を移動し、血液の付着した手足や凶器を洗うなどの合理的な行動をしている（完全責任能力）
- [4]：（店員に対して盗んでいないと弁解し、盗品を隠そうとする等の）犯行発覚を回避しようとする行動をとっていても、声をかけられた刺激により意識障害が若干改善した可能性がある（とする鑑定人の意見を採用、心神喪失）
- [12]：犯行の発覚を防ごうとした形跡がほとんどなく、少年が本件非行時に合理的とはいえ行動を取っている（心神喪失）

第2項 自首

- ①-15：犯行後、直ちに自分で110番して自首した（完全責任能力）

[6] : 犯行後、すぐさま侵入口とは反対側の出入口から逃げ出して、自分の身の安全を図り、気持ちの整理を付けながら、岡山を経て岩国まで赴き、自らの意思で警察に出頭している (完全責任能力)

第3項 逃走

[21] : 店員が逃げ出し、警察官を伴って戻ってくると同時に犯行を断念し、逃走を図った (完全責任能力)

第4項 自殺未遂・遺書の執筆

②-1 : 遺書を書き残しているものの、この事実も死に向けての行為の一環であり、うつ病による希死念慮の現れとみることができ、行動制御能力があったことを推認させるものではない (心神喪失)

[20] : 犯行後の自殺未遂行為は、保釈中の被告人を支えてくれているすべての人を裏切る行為をしてしまったという後悔や慚愧の気持ちから行われたものと解することができる (完全責任能力)

第5項 犯行の中止

②-7 : 燃え上がった炎を見て子供達を殺しては可哀相だと考え殺人の犯行を中止し、直ちに子供三名を避難させて人に知らせた上、消火活動をするなど適切な行動を取っている (完全責任能力)

[23] : 危険回避行動をとっているとはいえ、これをもって、正常な精神作用を有していたことの徴表と捉えることは相当でなく、放火した後、自らの犯した行為の危険性を認識して、これを反省、悔悟するといった心理状態にあったと評価するにも疑問が残るから、一般の犯罪を行ったものが、犯行直後にこれを翻意して、危険回避のための積極的な行動をしたのと同等の評価をすることはできない (心神喪失)

第6項 捜査機関への協力

- ④－7：犯行直後に自首し、その後の取調べ等には素直に応じ、警察官とのやり取りも事態相応であり、自分がしたことを悔い、殺してしまった被害者への謝罪の気持ちを表している（完全責任能力）
- [9]：（犯行後の行動の合理性を根拠に心神喪失を認めなかった原審の判断について）原判決が根拠として挙げるパトカー内の会話などは、逮捕時に組み伏せられたことや手錠を掛けられたことなどによる痛覚刺激によって被告人の意識レベルが一時的に上がったことによるものと考えられるから、その点を根拠にすることも妥当とはいえない（心神喪失）

第7項 虚偽・不合理弁解

- [5]：被害車両をいったんコンビニエンスストアに止めて被害会社まで自転車を取りに行った後に警察官から車を取っていないかと尋ねられて「知らん」と答えたり、逮捕される直前には警察官から「何をしている。この車をどうした。」などと尋ねられて「この車は買ったものや。俺の車や。」などと虚偽の弁解をしたりした（心神喪失）
- [19]：犯行直後から責任回避のために虚偽の弁解をすることができた（完全責任能力）

第8項 被害者への謝罪

- [20]：保安員や店員に声を掛けられるとすぐに犯行を認め、土下座をするなどして謝罪して宥しを乞うという行動を取っている。相手の宥恕を得るための合理的な行動をとっていると評価することができる（完全責任能力）
- [25]：犯行発覚後、お金を払います等と述べるなど、それなりに自己防

御の行動を取っている(完全責任能力)

第9項 通常の日常生活への復帰

[30] (①-1の差戻後控訴審): 犯行の20分後には電話で交際相手を食事に誘い、焼肉屋で食事をするなど、翌日警察署に自首するまでの犯行後の被告人の行動は、通常の日常生活や対人関係に復したと認められるもので、幻聴、幻視や被害者に対する被害妄想に関する点を除けば、正常心理の範疇内であり、合目的で首尾一貫しているということが出来る(心神耗弱)

第10項 まとめ

以上のように、犯行後の行動のうち、(1)罪証隠滅・犯行発覚回避行動、(2)自首、(3)逃走、(5)犯行の中止、(6)捜査機関への協力、(7)虚偽・不合理弁解、(8)被害者への謝罪、(9)日常生活への復帰は、行為者の罪障感を窺わせる事情として位置づけられ、責任能力を肯定する方向に作用する。また、(4)自殺未遂・遺書の執筆についても、罪障感の存在を推認させるものと一般に理解されるが、②-1に見られるように、特にうつ病類型において、規範意識の残存を示すものというよりはむしろ、希死念慮の強さを推認させる事情として、責任能力を否定する方向に働く場合がある。

もっとも、「人格荒廃の著しい重症の統合失調症者でも、知能・知識・記憶力等には障害を持つに至らない場合があり、妄想に支配されない範囲内では、一応の社会生活に適応しうるとされ」、「一見了解可能な行動をしていても、これと異なる犯行場面では妄想に支配されていなかったとはいいきれないから、犯行場面とは異なるその前後の行動だけを取り上げて、責任能力を判定することはできない⁽⁴⁹⁾」とされる点には留意する必要があるだろう。

分析対象裁判例においても、[24](罪証隠滅・犯行発覚回避行動)、[23](犯行の中止)、[5](虚偽・不合理弁解)に見られるように、一見すると責

任能力を肯定する事情を備えている場合であっても、通常の意味における罪証隠滅・犯行発覚回避行動や犯行の中止、虚偽・不合理弁解と捉えるべきではないとする例や、[9]（捜査機関への協力）に見られるように、犯行時と意識レベルが異なっていた可能性を指摘する例など、これらの事情の存在を責任能力判断において重視すべきではないとするものが見受けられる⁽⁵⁰⁾。

このように、犯行後の行動を考慮する際には、被疑者・被告人が有する精神障害の特性を踏まえた慎重な検討が必要となる。

第8節 犯罪性の認識

- ①-1：本件行為が犯罪であることを認識していたが、これをもって、事理の弁識をなし得る能力を、実質を備えたものとして有していたと評価できるかは疑問（心神喪失）
- ①-2：観念的には本件犯行の犯罪性を認識していたが、それを自己の直面する現実当てはめ、当該行為の是非を判断する能力が失われていた可能性がある（心神喪失）
- [2]：人を刺すことが悪いと十分理解していた（完全責任能力）
- [5]：被告人は、自動車盗が悪いことであると表面的には認識できるものの、重度精神発達遅滞の状態にあったことによりそれが社会的に許されない違法な行為であり、行ってはいけないということを真に理解できておらず、その違法行為を自制できなかったからであるとみるのが自然かつ合理的（心神喪失）
- [17]：暴行により被害者が死亡した後も、警察を呼ぼうとする母を制止しており、本件犯行が法や道徳に反することの認識はあったといえることができる（完全責任能力）
- [18]：自己の行為が法に触れることは理解していたといえるのであって、犯行時においても違法性の認識を全く欠いていたとは考え難い（心神耗弱）

わが国の通説的見解は、弁識能力と違法性の意識の可能性をパラレルに理解する。この点、違法性の認識が認められる場合に違法性の認識可能性を論じる余地が消失することから、当該行為の違法性を（形式的な意味であっても）理解していた場合に、弁識能力の喪失（弁識無能力）や著しい減退（限定弁識能力）を認めることができなくなる。実際にも、多くの事例では、自己の行為が法に触れることを理解していたことをもって弁識能力の存在を認めている。しかし、こうした理解は、（違法性の認識が欠けることが稀とされる）統合失調症者の行為を説明できない。

例えば、分析対象裁判例の中には、①-1や①-2（いずれも統合失調症類型）におけるように、形式的な違法性認識を直接に問題としていないと受け取れる説明がみられる。特に、①-1（前掲最判平成20年4月25日）は、「本件行為が犯罪であることを認識していたが、これをもって、事理の弁識をなし得る能力を、実質を備えたものとして有していたと評価できるかは疑問」とし、責任能力の実体要件に再考を迫る内容となっている。

また、重度精神発達遅滞の被告人の責任能力が問題となった[5]では、行為の違法性を表面的には認識できていたが、それが社会的に許されない違法な行為であり、行ってはいけないということを真に理解できていなかったと評価されている。これは、筆者が別稿⁽⁵¹⁾で取り上げた、認知能力要件における認知のレベルを「認識(know)」ではなく「弁識(appreciate)」と理解するアプローチと親和性を有するものといえるだろう。

このように、責任能力の判断場面における「違法性の認識」について、裁判実務上の理解には幅がある。このことは、裏を返せば、弁識能力要件の内実に関して従来の刑法学説が実用に耐える理論を提示してこなかったことの証左とも言えよう。

第9節 計画性の有無

①-6：被告人の行動の中には計画性が見られるものの、統合失調症

は、道徳感情の低下ないし情意の鈍麻に病気本来の症状があり、他方で統合失調症であっても損なわれていない知的能力は、その犯行目的のために、一見周到な計画性を生み出す（心神喪失）

⑥－８：長期間にわたって殺意を抱き、計画的に殺害行為に及んでいる（完全責任能力）

[４]：盗品を隠匿するためのバッグ等も持参していないことからすれば、本件行為に計画性は認められず、ゲームソフトやヘッドホンを盗むためにニッパーツメキリを盗むという行動も合理的、合目的というよりは場当たりの行動と評価できる（心神喪失）

[６]：バケツ、ガソリン用の携行缶などの準備をし、やけどをしないようにライターではなくマッチで火を付けるようにするなど、犯行を遂行するために合理的な計画を立てている（完全責任能力）

[30]：本件犯行がこのような動機に基づくものである以上、これを計画的犯行とみることはできず、衝動的かつ偶発的な犯行であったことは否定できない（心神耗弱）

⑥－８・[６]・[30]におけるように、当該犯行の計画性が認められることは一般に、責任能力を肯定する方向に作用すると考えられる。これに対して、[４]に見られるように、当該犯行が衝動的に行われたものであることは、責任能力を否定する方向に作用する。

しかし、①－６におけるように、統合失調症等による幻覚妄想の影響が認められる場合には、計画性が認められることを過度に重視すべきではないとされる。このことから、責任能力の判断に際しては、計画性の有無といった細部の点のみではなく、犯行全体を通じた合理性を考慮しなければならないことが示唆される。⁽⁵²⁾

第10節 記憶の有無

犯行の前後を通じて清明な記憶が完全に保たれている場合には一般に、責任能力肯定の方向に作用すると考えられる。特に、アルコール関連障害の類型では、以下に見るように、記憶の有無が責任能力の判断結果と一部相関する例が見受けられる。

③-1：タクシーを拾いながら歩いている途中から記憶をなくしており、被害者が目の前に現れたところまではほぼ完全に記憶が欠落しており、…その間の心の動きについて十分な説明をすることもできない（心神喪失）

[9]：著しい健忘が認められる（心神喪失）

③-2：本件犯行時とその前後の記憶の欠損があった可能性は否定できない（心神耗弱）

③-7：島状であるとはいえ、それなりの記憶を有している（完全責任能力）

[14]：勤務先の事務所で多量のビールを飲んだ後の出来事についても、相当程度の記憶を有している（完全責任能力）

もっとも、アルコール関連障害で完全責任能力が認められた③-8・③-9では、記憶の欠落を認めながらも、その他の事情から責任能力を肯定しており、記憶の有無や程度を責任能力判断の決定的要素と位置づけることはできないだろう。その他、記憶の有無に言及した裁判例としては、以下のものがある。

[4]：本件行為を含めた前後の記憶を正確に保持していなかった疑いがある（心神喪失）

[23]：記憶は清明であるが、本件犯行当時、現実的な事実認識ができていなかったという状況の下では、記憶が清明であることを殊更責

任能力を肯定する方向に重視することはできない（心神喪失）

[28]：犯行状況をよく記憶し、詳細に語り得ており、その内容も客観的事実との間に大きな隔たりはなく、記憶の欠落も見られない（完全責任能力）

[30]：犯行の前後を含め、本件犯行状況を極めて詳細に語っており、そこに作為は感じられず、本件犯行に関する被告人の記憶は十分に保たれている（心神耗弱）

注目すべきは、記憶・記銘力に障害をもたらさないことが多いとされる統合失調症やうつ病などの類型では、記憶の有無や程度は、責任能力を判定する決定的な要素とはならないと解されている点である⁽⁵³⁾。実際にも、[23]（統合失調症）に見られるように、心神喪失とされた裁判例で記憶が保たれていたことを重視しないものもあり、総合判断の際の一要素に過ぎないとの指摘⁽⁵⁴⁾がなされている。

第11節 意識障害の有無

[4]：犯行当時、意識レベルが改善しない状態が続いていた疑いがある（心神喪失）

[9]：被告人の失見当識の程度は甚だしいものであった疑いが残る（心神喪失）

[20]：行為時の被告人に意識の断絶は認められない（完全責任能力）

意識障害に陥っていた場合には一般に、責任能力を否定する方向に働くものと考えられる。上記の裁判例においても、[4]（非けいれん性てんかん重積による意識障害の状態（分別もうろう状態））や[9]（飲酒による病的酩酊）に見られるように、幻覚妄想が認められない疾患類型の場合には、意識レベルの低下が認められるかという点が重視されているように見受けられる。

第2章 検討

第1節 裁判実務における責任能力の認定手法—総合的判断の内実

以上に見たように、責任能力が争われた裁判例では、犯行当時の病状・精神状態を出発点としながらも、幻覚妄想の有無・程度や犯行動機の詳細可能性をはじめとした、多岐にわたる事情を総合考慮して責任能力が評価されている。特に興味深いのは、①総合判断における各考慮要素は等価ではなく、②幻覚妄想の有無（およびこれと密接な関係性が認められる動機の詳細可能性）が最も重視されており、③②が認められるかどうかによって、他の事情の評価方法が変化する点であろう。

例えば、統合失調症に起因する幻聴に支配され、了解不可能な動機に導かれて殺害行為に及んだ事例を考えてみる。この点、幻覚妄想に支配された犯行の場合には、犯行前に社会に適応した生活を送っていたとしても、そのことを過大視すべきではないとされ（前章第4節参照）、犯行態様に合理性・合目的性が認められたとしても、幻覚妄想に支配され、動機や動機形成過程が了解不能と評しうる場合には、これを重視することもできない（前章第5節第1項）。さらに、犯行に躊躇・ためらいが認められたとしても、それにもかかわらず犯行に出たことで幻覚妄想の強さを裏付ける事情として考慮されるし（前章第5節第4項参照）、統合失調症の場合には知能・知識・記憶力等には障害を持つに至らない場合が多いことから、犯行後の行動の合理性（前章第7節第10項参照）や犯罪性の認識（前章第8節参照）、計画性（前章第9節）や記憶（前章第10節）を重視することができない。

この架空事例において、幻覚妄想（およびそれと密接に関係する動機の詳細可能性）以外の事情に関する評価方法が通常の場合と異なるという事実は、幻覚妄想と動機の詳細可能性が責任能力判断における決定的要素—あるいは、他の事情の評価方向を左右するという意味で、ポイントとなる要素—であることの証左と考えられる。換言すれば、幻覚妄想や動機の詳細不

能性が認められる場合には、他の考慮要素の重要性が相対的に減じられ、幻覚妄想が存在せず動機⁽⁵⁵⁾の了解可能性が認められる場合には、他の考慮要素を併せた判断がなされることになる。

総合的判断方法における考慮事情の非対称性は、事実認定の実務に関する文献においても、従前から指摘されている問題である。例えば、裁判例の一般的傾向に関する指摘として、①精神障害（特に統合失調症）の症状が重症である場合や、②犯行が幻覚・妄想等の病的体験に直接支配されたものであるような場合には通常、心神喪失が認められており、「病状の重篤性や犯行支配性は、心理学的要素を判断する上でも、決定的なウエイトを占めうるも⁽⁵⁵⁾の」とされる。これに対して、それ以外の場合には、病状（①）とその犯行との結びつき（②）に加え、③犯行の動機（その了解可能性）、④犯行に至るまでの事情、⑤犯行の態様、⑥犯行後の言動、⑦犯行当時についての記憶、⑧病前の性格と犯行との関連性などの記述的要素を認定したうえで、規範的な立場から評価を加えて、弁識・制御能力の有無や程度を確定し、心神喪失・耗弱⁽⁵⁶⁾の判断がなされると指摘される。

こうした、「[統合失調症の症状が重篤で甚だしい場合には]原則的には他の事項⁽⁵⁷⁾についての検討をまったくなく責任無能力とされる」との指摘は、より正確には、幻覚妄想や動機⁽⁵⁷⁾の了解不能性が認められる場合には、「他の事項について（通常の方法で）考慮すべきではない」という定式として理解されるべきだろう。前記のように、幻覚妄想（および動機⁽⁵⁷⁾の了解不能性）が認められるかどうかによって、それ以外の事情の評価方向が正反対になることも想起できるからである。⁽⁵⁸⁾

この問題について第一線の実務では、総合判断の際には「精神障害が犯行に与えた影響」を常に念頭に置くことで、総合判断に内在する上記の困難性を回避しようと試みている。例えば、前掲最高裁平成20年判決の調査官解説によれば、同判決は、昭和59年決定の示す総合的判断の手法によることを前提としつつ、考慮事情の評価について、「並列的・等価的に行われているの

ではなく、……被告人の具体的な症状及び本件行為への影響の程度を前提に、統合失調症の病態ないし病像に即して、これが事理弁識・行動制御の能力の存否にどのような意味を持ち得るかという観点から⁽⁵⁹⁾」なされることを前提としている。

このように「平成20年判例の下では、……病状が行為に及ぼした影響の程度⁽⁶⁰⁾の関係を特に意識して総合評価すべきことが求められる」とされ、例えば犯行態様の一貫性や合目的性が見て取れる事件においても、「それらに精神障害（と精神障害とはいえない要素）がどのように関わるのかを示すことに重点をおくことが必要⁽⁶¹⁾」となるだろう。

以上、本節では、総合的判断方法における各考慮事情の相互関係を分析した。以下では、上記の認定手法が責任能力の実体要件といかなる関係に立つのか検討を加える。

第2節 実体要件と認定基準の関係性について—実体要件と矛盾する認定要素？

以下では、責任能力の実体要件に関するわが国の通説的立場が、前章で明らかにした裁判実務の認定手法と矛盾することを提示したうえで、私見の理論枠組みの基礎づけを図る。

第1項 「精神の障害」について

わが国の刑法学説は、責任能力の実体要件として「精神の障害」を第一段階要素に位置づける。しかし、既述のように、分析対象裁判例の中で、被告人の精神状態が（精神医学上の）病気でないこと（のみ）を理由に39条の適用を排除したものは見られなかった⁽⁶²⁾。

このことから、犯行当時の精神状態は、責任能力要件の第一段階要素——いわば、足切りの要素——としての「精神の障害」に一致しないとの帰結が示唆される。

第2項 弁識能力について

刑法学説の多数は、弁識能力の意味内容について、（違法性の意識の可能性とパラレルに理解される事実的な）違法性の認識可能性だと理解する。他方で、前章第9節で明らかにしたように、分析対象裁判例の中には、この意味での違法性認識が欠けた事例は見当たらなかった。統合失調症者であっても違法性の認識を欠くことはむしろ稀とされることを考慮すれば、従来の意味の弁識能力は、責任能力判断において意義を有さないと評しうる。⁽⁶³⁾

かようにして、弁識能力については、実体要件と認定基準の不对応が顕著に表れている。

第3項 制御能力について

責任能力が争われた裁判例を検討すると、行為を思いとどまる能力が失われていたとしても、直ちに免責に結び付くわけではないことが明らかとなる。というのも、（法規範を軽視して暴力を伴いやすい傾向のある）反社会性パーソナリティ障害（antisocial personality disorder）や、（窃盗癖や放火癖に代表される）衝動制御障害（impulse control disorder）など、犯罪的行為の反復が精神障害の徴表とされる類型の場合には、行為を思いとどまる能力の喪失（著しい減弱）が否定できない（にもかかわらず、一般に免責は認められない）からである。

このことから、行為を思いとどまることの困難性は免責を導かないという、一見すると直感に反する帰結が導出される。⁽⁶⁴⁾ 人格障害など、幻覚妄想を伴わない類型で責任能力が争われた場合には、行為を思いとどまる能力ではなく、むしろ、犯罪を合理的に達成する能力が問題とされているとの印象を受ける。例えば、幻覚妄想を伴わない多くの事例では、犯行態様の合理性・合目的性（前章第5節第1項参照）や周囲の正確な状況認識（前章第5節第2項）が重視され、責任能力が肯定されている。しかし、犯罪を合理的に達成する能力は、行為を思いとどまる能力（制御能力）とは異質のものではな

いだろうか。例えば、規範意識の鈍磨した常習窃盗犯が、窃盗を合理的な態様で繰り返していたからといって、これらの犯行を思いとどまることの困難性が直ちに否定されるとは思われない。また、小児性愛者（ペドフィリア）が性的欲求を抑えられずに、合理的な態様で児童を強姦した場合も同様である。制御能力の通説的な枠組みからは、常習窃盗犯や小児性愛者に対して、責任を軽減する方向に考慮せざるを得ないという問題が生じうる。このことから、犯行発覚回避行動の存在を理由にクレプトマニア（窃盗症）の責任能力を肯定した裁判例（例えば [20]（摂食障害、完全責任能力））では、「制御」という語を通説とは異なった形で用いていることが明らかとなる。

前節で検討したように、責任能力の判断場面では、幻覚妄想に起因する了解不能な動機が認められるか否かという点が、他の考慮事情の評価方法を左右するという意味で、ポイントとなる要素と評しうる⁽⁶⁵⁾。他方で、他者からの了解可能性が、責任能力の実体要件との関係でいかなる意味を持ち得るかは別途問題となるだろう。特に、前々項と前項で見たように、通説的見解における「精神の障害」と「弁識能力」は、責任能力の判断場面では機能しえず、了解可能性概念はもっぱら制御能力の問題として理解されるはずである。他者からの了解可能性が、（違法性の認識にしたがって）当該行為を思いとどまる能力（制御能力）との関係でどのような意義を有するのかは、必ずしも明らかではない⁽⁶⁶⁾。

確かに、裁判例の中には、弁識能力を肯定しながら制御能力の欠如や著しい減弱を理由に心神喪失・心神耗弱を認めたものが見受けられる（例えば、②-1・⑤-1・[4] など）。このことを受け、「例えば、精神遅滞に精神病質（人格障害）が加重したような事例においては、制御能力公式が活用されている⁽⁶⁷⁾」といった指摘や、「うつ病の事案などの場合にそのように[弁識能力はあるが制御能力がないと]説明する方が理解が得られやすいように感じられることが多い⁽⁶⁸⁾」との指摘がなされている。

しかしながら、「精神医学の立場からみれば、そのような事例において

も、実際には現実認識のゆがみなど弁識能力にも影響がないとはいえないと指摘されることが少なくなく、安易に一般化することはできない⁽⁶⁹⁾」だろう。⁽⁷⁰⁾責任能力が争われた裁判例において、制御能力要件のみに落とし込まれた少数の事例の存在をもって、同要件が裁判実務で活用されているとの評価を下すことはできない。

第4項 小括

責任能力判断の場面では、様々な要素が考慮される。しかし、上記のように、認定基準と実体要件が乖離にとどまらず、矛盾しているとすれば、問題なのではないだろうか。つまり、責任能力の実際の判断場面で問題とされる内実が、通説的立場における実体要件（違法性を認識し、その認識にしたがって行為を思いとどまる能力）と異なるものだとすれば、体系的整合性を優先して実体要件と認定基準の矛盾を放置することは妥当でない。

以下では、節を改めたうえで、裁判実務における責任能力の認定手法と私見の理論枠組みの関係性を提示する。

第3節 私見の理論枠組みとの関係性

第1項 弁識・制御能力について

⁽⁷¹⁾別稿において筆者は、刑事責任能力論において弁識能力と制御能力を区別することには理論的・実践的な意義や根拠がなく、行為者の弁識プロセスに着目することでその意味内容が豊富化された、「実質的弁識能力」とも言うべき統一基準によって心理学的要素の内実が規定されるべきとの立場を提示した。この考えの背景には、弁識能力を行為の違法性に関するものと位置つけたとしても、精神障害によって通常と異なる価値体系を有する者の、いわば「生の事実レベルにおける違法性の認識」を捉えて弁識能力を肯定することは妥当でないとの問題意識が存在する。

この立場から、弁識能力判断における問題の実体は、（違法性の意識の可

能性と重なり合うような) 事実的な意味における違法性の認識可能性ではない。精神障害によって価値体系が歪められていた場合には、当該行為の違法性を純粹な事実として認識していたからといって、自己の行為の意味を理解していた——つまり、正常な弁識能力を有していた——と評することのできない場面が生じうる。

この点、筆者が提示した実質的弁識能力の枠組みにおいては、行為者の認識内容それ自体ではなく、むしろ弁識プロセスの異常性に着目し、このプロセスが標準からいかに乖離していたかが問題とされる。換言すれば、行為者の心理過程を出発点とし、自己の行為の刑法違反性が提示された場合に、通常人ならば抱くであろう〈インパクト〉を受けることができる者だと第三者が評しうるかが問題とされ、弁識能力の意味内容が質的な意味で豊富化されるのである。

行為者の(合)理性に着目するこの立場は、裁判実務において責任能力の重要な判断要素とされる、「了解可能性」に基づく判断とも親和的であるように思われる。すなわち、「通常人のとる行動から全くあるいは著しく逸脱していて、合理的説明を付けることができないか、それが著しく困難であり、納得することができるような性質のものでないかどうかを責任能力の有無・程度の判断を導くための重要な指標の一つ⁽⁷²⁾」として据えるのは、行為者の精神状態を所与とし、発問と応答のコミュニケーションプロセスから刑事責任能力を把握する筆者の理論枠組みの基本的方向性に合致するのである。⁽⁷³⁾

また、弁識・制御能力を実体論レベルで統一的に理解する私見の立場は、「実際の責任能力の判断においては、是非弁別能力の判断と行動制御能力の判断は渾然一体となっており、両者を峻別して判断する必要性が乏しい⁽⁷⁴⁾」とされる実務慣行に整合する。

第2項 「精神の障害」について

⁽⁷⁵⁾別稿において筆者は、「精神の障害」に関するアメリカの議論のうち、

1950年代にコロンビア特別区の連邦控訴裁判所で採用された責任能力基準（ダラム・ルール）をめぐる議論に分析を加え、疾患概念に関する精神医学領域の議論にも踏み込んだ形で検討を加えた。その結果、「精神の障害」は心理学的要素（実質的弁識能力）に並ぶ実体要件としてではなく、心理学的要素の認定上の資料に位置づけられ、こうした理解は他の論稿⁽⁷⁶⁾で示した精神鑑定人の役割論とも整合的であることを明らかにした。

「精神の障害」を心理学的要素に並置される実体要件としてではなく、多岐にわたる責任能力の認定要素のうち、特に精神鑑定人が専門性を発揮できる領域として再定位する私見の理論枠組みは、精神医学における診断カテゴリーへの該当性を責任能力の判断結果に直結させず、総合的判断の一要素とする裁判実務の考え方とも親和的と評しうるだろう。

おわりに

本稿では、裁判実務における責任能力の認定手法を明らかにするために、責任能力が争われた裁判例の総合分析を試みた。本稿の分析結果は、以下のように概括できる。

裁判実務における総合的判断方法の下では、犯行当時の病状・精神状態を出発点としながらも、幻覚妄想（およびそれと密接に関係する動機⁽⁷⁷⁾の了解可能性）を軸に様々な要素が考慮されている。他方で、各考慮要素は等価ではなく、最も重視される幻覚妄想（および動機⁽⁷⁸⁾の了解不能性）が認められるかどうかによって、他の事情の評価方法が変化する点に総合判断の困難性・複雑性が認められる。現在の裁判実務では、総合判断の際には「精神障害が犯行に与えた影響」を常に念頭に置くことで、この困難性を回避しようと試みている。

もっとも、総合判断における各考慮事情は、責任能力の実体要件との関係では深刻な問題を生じさせる。「精神の障害」および弁識・制御能力に関するわが国の通説的見解を前提とした場合には、認定基準（手法）と実体要件

の間に矛盾が生じることは避けられない(少なくとも、通説的見解からは、責任能力判断のための主要事実を確定することは困難である。)

これに対して筆者の理論枠組みは、裁判実務における責任能力の判断場面を見据えた場合にも、首尾一貫した説明を提示することが可能である。具体的には、行為者の(合)理性に着目した形で弁識・制御能力要件を一元的に理解することにより、責任能力の重要な判断要素とされる「了解可能性」とも親和的な実体要件として心理学的要素が再構成され、「精神の障害」を心理学的要素の認定資料に位置づけることにより、犯行当時の病状・精神状態を総合的判断の一要素とする裁判実務の考え方とも整合性が図られている。

本稿では、筆者がこれまでに公表した責任能力論の検証作業として、国内の裁判例を分析した。なお、今後の課題としては、心神喪失を軸とした犯罪の成立・不成立に関する議論を離れ、心神耗弱者やそれには至らないが精神障害の影響を受けた被告人に対して、いかなる量の刑罰を科すべきかを明らかにすることが挙げられる。筆者の見立てでは、この問題を解決するためには、量刑論を射程に入れた総合的な分析が必要となる。この検討については他日を期したい。

- (1) 最判平成20年4月25日刑集62巻5号1559頁。
- (2) 団藤重光『刑法綱要総論〔第3版〕』(創文社、1990年)280頁。
- (3) 大判昭和6年12月3日刑集10巻682頁。一部の漢字と仮名遣いを改めた。
- (4) 刑集38巻8号2783頁(元自衛官殺人事件の第二次上告審である)。
- (5) 昭和59年決定において是認された総合的判断方法は、責任能力に関する近時のリーディングケースである前掲最判平成20年4月25日および最決平成21年12月8日刑集63巻11号2829頁によっても維持されている。昭和59年決定については、「責任能力に影響を及ぼすような精神分裂病〔現：統合失調症〕に罹患しているというだけで当然に責任無能力とされるのではなく、種々の具体的事情を考慮し、場合によっては限定責任能力者とされるという従来からの下級審の裁判例の流れを追認したもの」(大淵敏和「精神障害と責任能力」石川弘=松本時夫編『刑事裁判実務大系第9巻 身体的刑法犯』(青林書院、1992年)194頁)、あるいは、「従前の下級審判

例の支配的見解を是認し、精神分裂病者の責任能力の判断基準につきいわゆる総合的判断方法によるべきことを明らかにした」（高橋省吾「精神鑑定と責任能力」小林充＝香城敏磨編『刑事事実認定（上）—裁判例の総合的研究』（判例タイムズ社、1994年）460頁以下）ものとの評価が与えられている。なお、これに先立つ最決昭和58年9月13日判時1100号156頁は、生物学的要素のみならず心理学的要素を法律判断の前提となるものと位置づけ、かつ、右法律判断との関係で究極的には裁判所の評価に委ねられるべき問題であるとした。もっとも、実務においては、「心理学的要素が全体として鑑定の対象となるべきものである」という結論に直結するものではなく、「前掲昭和59年最高裁決定は、各精神鑑定の結果に加えて、記録により認められる被告人の犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等を総合して心神耗弱を認定した原判決を是認しているのであるから、判例は、精神鑑定の結果に現れていない事実もまた、心神喪失・心神耗弱の法律判断の前提要素として考慮することを当然に是認しているもの」（上田哲「責任能力をめぐる問題」大塚仁＝佐藤文哉編『新実例刑法（総論）』（青林書院、2001年）147頁以下）とされる。

- (6) さらに、前記平成21年決定が是認する原判決の判断手法については、「これまでは昭和59年判例が『被告人の責任能力の有無・程度は、被告人の犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等を総合して判定すべきである』としていたのに対し、その中間的な判断要素として、『統合失調症による病的体験と犯行との関係、被告人の本来の人格傾向と犯行との関連性の程度等』という、より抽象的なものを提示して検討している」（任介辰哉「判解」最判解刑事篇平成21年度669頁）とされる点で注目に値する。同決定の調査官解説は、「本件事実関係の下で、上記のように『難解な法律概念と裁判員裁判』において提示された上記のような判断手法〔もともとの人格論による責任能力の認定手法〕を基本的には是認したものと評価することも可能」（同・669頁）とし、司法研究の「もともとの人格論」による判断手法を最高裁が是認したものと評される。同様の指摘として、稗田雅洋「責任能力と精神鑑定」池田修＝杉田宗久編『新実例刑法〔総論〕』（青林書院、2014年）174頁。さらに、松藤和博「統合失調症者の責任能力について」警察学論集67巻5号（2014年）118頁は、「〔平成21年決定を受けて〕 今後は、59年判例が明示していた『被告人の犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等の諸事情』のほか、21年判例が明示した『幻覚妄想の内容』や『従前の生活状態から推認される人格傾向』にも注意を払いつつ、『被告人が精神障害のために犯罪を犯したのか、

それとも、もともとの人格に基づく判断によって犯罪を犯したのか』という観点から、統合失調症者の責任能力の有無・程度を判断することになる」と指摘する。

- (7) 松藤・前掲注6・117頁。
- (8) 上田・前掲注5・149頁以下。
- (9) 拙稿「刑事責任能力論における弁識・制御能力要件の再構成(1)」早稲田法学会誌66巻2号(2016年)326頁以下参照。
- (10) 誤解を恐れずに言えば、裁判実務における責任能力の認定手法は、量刑のそれに近いのである。
- (11) 前掲最判平成20年4月25日。
- (12) 筆者の責任能力論については、拙稿「刑事責任能力判断における精神鑑定人の役割(1)(2・完)」早稲田法学会誌65巻2号(2015年)151頁以下、66巻1号(2015年)189頁以下(以下、「役割」として引用する。); 拙稿「刑事責任能力論における弁識・制御能力要件の再構成(1)(2・完)」早稲田法学会誌66巻2号(2016年)321頁以下、67巻1号(2016年)225頁以下(以下、「弁識・制御能力」として引用する。); 拙稿『『精神の障害』と刑事責任能力(1)~(4・完)』早稲田大学大学院法研論集158号(2016年)249頁以下、159号(2016年)269頁以下、160号(2016年)185頁以下、161号(2017年)頁数未定(以下、「精神の障害」として引用する。)を参照。
- (13) 裁判例の分析過程では自説に有利な解釈は許容されるかもしれないが、素材の取捨選択の場面では、第三者によって作成された裁判例集等を用いることにより、恣意性を排除することが必要というのが筆者の考えである。
- (14) 司法研修所編『難解な法律概念と裁判員裁判』(法曹会、2009年)。
- (15) 分析対象は、2016年6月30日までに公刊された判例集に登載の裁判例である。なお、裁判所ホームページやLEX/DB、D1-Lawといったデータベースにのみ登載されている裁判例は除外した。
- (16) なお、総合判断に際して、事案の重大性や刑法の秩序維持機能(一般予防、特別予防)の見地を付加しうるかについては議論のあるところと思われる。この点につき、仙波厚=榎本巧「精神鑑定の証明力」判例タイムズ767号(1991年)57頁は、「責任能力の最終的な判断が、裁判官からの規範的な立場からの評価である以上、これらのファクターも考慮に容れてよいように思われるが、異論もあるところ」として態度を留保している。今回検討した裁判例の中には、責任能力の検討箇所において事案の重大性に直接言及するものは見られなかった。他方で、交通事件の場合

- に責任能力を肯定する裁判例が続いている理由について、大淵・前掲注5・197頁参照。
- (17) 本表における事例番号は、司法研修所編・前掲注14・177頁以下に対応している。なお、事例番号における丸囲み数字は、それぞれ精神障害の類型を表している（①：統合失調症、②：うつ病、③：アルコール関連障害、④：薬物関連障害、⑤：広汎性発達障害、⑥：人格障害）。
- (18) 同様の指摘として、安田拓人「責任能力の意義」法学教室430号（2016年）15頁。なお、安田論文は、「精神の障害」に当たらないことのみを理由として39条の適用を排除した例外的な裁判例として、神戸地判平成25年10月31日 LEX/DB25502421を挙げる（同・15頁。控訴審の大阪高判平成26年10月3日 LEX/DB25505292は、原審の結論を支持したものの、「精神の障害」に該当しないととして完全責任能力を認めた認定手法については疑問を呈している）。
- (19) 青沼潔「精神遅滞者（知的障害者）の責任能力について（上）」警察学論集69巻3号（2016年）168頁。
- (20) 詳細な分析として、大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法第3巻〔第3版〕』（青林書院、2015年）435頁以下〔島田聡一郎＝馬場嘉郎〕。
- (21) 福島章『精神鑑定—犯罪心理と責任能力』（有斐閣、1985年）91頁参照。
- (22) この点につき松藤・前掲注6・121頁は、「幻覚妄想の内容が当該犯行と結びつきやすい場合、すなわち、幻覚妄想の内容からして当該犯行に及ぶことが自然であれば、『精神障害のために犯罪を犯した』と評価しやすいが、それとは逆に、幻覚妄想の内容から考えて、当該犯行に及ぶというのは飛躍があるということになれば、『精神障害のために犯罪を犯した』とは評価しにくくなる」と指摘する。
- (23) 松藤・前掲注6・121頁参照。
- (24) 分析対象裁判例の中では、特に人格障害類型において、動機の詳細な了解不能性を被告人の素素の人格から説明し、責任能力を肯定する傾向がみられた。
- (25) 他害行為を行った者の責任能力鑑定に関する研究班編「刑事責任能力に関する精神鑑定書作成の手引き 平成18～20年度総括版（ver.4.0）」（http://www.ncnp.go.jp/nimh/shihou/tebiki40_100108.pdf 2016年7月14日最終閲覧）19頁。
- (26) 仙波＝榎本・前掲注16・59頁。
- (27) 保崎秀夫「本決定の問題点—精神医学の見地から」判例タイムズ550号（1985年）45頁。
- (28) 松藤・前掲注6・121頁。

- (29) 仙波＝榎本・前掲注16・59頁。
- (30) 仙波＝榎本・前掲注16・59頁。
- (31) 裁判体によって動機地了解可能性の評価が分かれた事案として、最高裁平成20年判決(①-1)および差戻後控訴審([30])とその差戻前控訴審(東京高判平成18年3月23日刑集62巻5号1604頁)を挙げることができる。
- (32) 大淵・前掲注5・198頁以下参照。
- (33) この点につき、山口雅高「裁判員裁判と責任能力」安廣文夫編『裁判員裁判時代の刑事裁判』(成文堂、2015年)120頁は、「動機地了解可能性や動機と犯行態様の整合性は、近親者や顔見知りの知人に対して殺人や放火あるいは包丁で刺す行為に及ぶに足りる経緯が認められるかどうかというように、一般化して抽象的にとらえるものではないのであって、被告人の置かれた具体的な状況下で、被告人の性格傾向等に照らして、判断されるべきである」と指摘する。
- (34) 大淵・前掲注5・199頁参照。
- (35) 保崎・前掲注27・45頁。
- (36) 松藤・前掲注6・122頁。
- (37) 松藤・前掲注6・122頁。
- (38) 精神医学者によって作成された精神鑑定書作成の手引きにおいても、犯行の一貫性・合目的性／非一貫性・非合目的性を検討する際の注意事項として、「何らかの犯行を成し遂げているということになれば(あるいはそれが法律上は“未遂”であるとしても)、何らかの点で合目的な行動をとることができている——たとえば、完全に妄想のみに由来する病的な目的を達成するための犯罪であっても、その行動には合目的性が必ず見出される。つまり、合目的性を過剰にはかりすぎることはさけられなければならない」(他害行為を行った者の責任能力鑑定に関する研究班編・前掲注25・21頁)点を指摘する。
- (39) 仙波＝榎本・前掲注16・59頁。
- (40) 松藤和博「責任能力(1)―統合失調症」小林充＝植村一郎編『刑事事実認定重要判決50選(上)』(立花書房、2013年)124頁参照。
- (41) 司法研修所編・前掲注14・36頁以下参照。
- (42) 浅田和茂「裁判員裁判と刑法―『難解な法律概念と裁判員裁判』を読む」立命館法学327=328号(2009年)1435頁以下参照。
- (43) 稗田・前掲注6・175頁。
- (44) この点につき、前掲の精神鑑定書作成の手引きは、「犯行が当人の人格から考え

て異質なものであるか、親和的なものであるか」の検討に際しては、「(1) 元来の人格を比較の対象として、統合失調症や慢性の覚せい剤使用の結果としてみられるような、いわゆる発症後の人格変化がある場合に、その病前と比べて認められる人格（性格）の変化が事件に関連しているか。(2) 犯行という比較的短期間の人格や精神機能全般を、それ以前やそれ以後の比較的長い期間のそれと比べたときに異質であるとか、断絶しているといった様子があり、それが事件と関係しているといえるか。例えば薬物の急性中毒や統合失調症の急性錯乱にみられる可能性があるもの。」という2つの視点を持つ必要があるとする（他害行為を行った者の責任能力鑑定に関する研究班編・前掲注25・20頁）。

- (45) 同様の指摘として、山口・前掲注33・121頁参照。
- (46) この点については、拙稿・前掲注12（「精神の障害」（1））・260頁以下参照。
- (47) 松藤・前掲注40・124頁参照。同様の指摘として、大淵・前掲注5・200頁。
- (48) この点につき松藤・前掲注40・124頁は、「総合的判断方法を用いて統合失調症者の責任能力を判定する際に、病気のせいなのか人格のせいなのかという観点で判断を行うにしても、考慮すべき事項は多岐にわたっているから、事実の一面にのみ囚われることのないように注意を払うのが肝要」とするが、示唆的であるように思われる。また、もともとの人格を、「従前の暴力的傾向が犯行と親和的と評しうるか」という視点とは異なる用い方をする例も見受けられた。例えば、[28]（中程度うつ病、完全責任能力）では、家族思いで温厚な被告人の性格（通常であれば暴力的傾向を否定する事情）が拡大自殺による無理心中（被殺者3名）と親和的だと評価されている。（「人格」の捉え方次第では）全ての場合に「被告人の人格を前提とすれば了解可能」と説明可能なことから、平素の人格を責任能力の考慮要素に含ませることには疑問が残る。
- (49) 松藤・前掲注6・122頁以下。
- (50) この点につき大淵・前掲注5・199頁以下は、「心神喪失とされた裁判例でこれらの存在〔罪障感を窺わせる事情の存在〕が指摘されている例もあり、また、心神喪失とされながら、周囲がその異常性に全く気付いていなかったり、適応した社会生活を送っていたという事例も多く、これらは決め手となるとまではいえず、結局は総合判断の一要素に過ぎない」と指摘する。
- (51) 拙稿・前掲注12（「弁識・制御能力（1）」）・352頁以下。
- (52) 松藤・前掲注40・123頁参照。前掲の精神鑑定書作成の手引きでも、「何らかの計画性があると評価できるか。その緻密さはどの程度か。現実的な計画といえる

か。計画的というよりも、突発的、偶発的、あるいは衝動的なものであるか」(他害行為を行った者の責任能力鑑定に関する研究班編・前掲注25・19頁)が鑑定書作成の際の着眼点として紹介され、「その犯罪には計画性や衝動性があるか、そしてその計画性や衝動性にはどのように、どれくらい精神障害がかかわっているかに注目することが必要不可欠である」一方、「この項目は、事前の行動をみるため、犯行時点での能力をそのまま反映していない場合があることにも注意しなければならない」(同・20頁)と指摘する点で示唆的である。

(53) 松藤・前掲注6・123頁参照。

(54) 大淵・前掲注5・199頁参照。

(55) 上田・前掲注5・149頁。

(56) 高橋・前掲注5・461頁以下、上田・前掲注5・149頁参照。

(57) 大淵・前掲注5・198頁(傍点筆者)。

(58) この問題については、前掲の精神鑑定書作成の手引きにおいて提示された、7つの着眼点に関する注意事項が示唆を与えるものと考えられる。7つの着眼点は、精神科医が鑑定において精神障害が犯行に与えた影響を説明するにあたり、「法律家の視点から法廷などで問われる可能性の高い質問などを経験的に列举したもの」(他害行為を行った者の責任能力鑑定に関する研究班編・前掲注25・3頁)とされ、「責任能力の認定判断、特に弁識能力と制御能力という心理学的要素を的確に検討する上で参考になるものであって、最近の刑事実務において広く用いられるようになった」(國井恒志「責任能力の認定判断の枠組みと飲酒酩酊について」警察学論集68巻9号(2015年)139頁)とされる。7つの着眼点とは、具体的には、A 動機了解可能性/不能性、B 犯行の計画性、突発性、偶発性、衝動性、C 行為の意味・性質、反道徳性、違法性の認識、D 精神障害による免責可能性の認識、E 元来ないし素の人格に対する犯行の異質性、親和性、F 犯行の一貫性・合目的性/非一貫性・非合目的性、G 犯行後の自己防衛・危機回避的行動、が挙げられており、裁判実務における考慮事情との類似性が認められる。

同手引きは、これらの着眼点を用いる際の注意事項として、①項目間でその重要度は同等でなく、②項目間に重なりあう事柄もある(各項目は独立しているわけではない)こと、③どれか一つの項目に該当したからとか、何項目あてはまるからというようなことで刑事責任能力を判断するようなものではないこと(つまり、「基準」のようなものではないこと)、④各項目について一方向だけからみるのではなく、ニュートラルな視点から評価する必要があること(例えば動機了解可能性だ

けではなく、了解不能性にも目を向けること)、⑤事件によっては全く検討の必要が無いものもあること、⑥検討しても明確に言及することが難しいものもあることを挙げる(他害行為を行った者の責任能力鑑定に関する研究班編・前掲注25・21頁参照)。このうち③の点については、「たとえば、完全に動機が奇異な妄想のみに由来していて、合理的で現実的な理由が一切うかがわれないような場合でも、事件をおこす(おこした)ということは必然的にある程度の合目的的で一貫性のある行動をしている(いた)ことになる。このような事例で、あまりにも『合目的だから』というような点に着目しすぎると、ほとんどすべての事件で能力が保たれていたことになってしまう」(同頁)とし、上記の着眼点を「基準」のように用いることに注意を促しており、総合的判断方法における考慮要素の分析に際しても基本的に援用可能と考えられる。

- (59) 前田巖「判解」最判解刑事篇平成20年度367頁。前田調査官によれば、「本判決は、あくまで事例判断であるが、統合失調症に罹患している者の責任能力について昭和59年判例が示した総合判断を具体的にを行うに際して、統合失調症が行為に及ぼした影響の有無・程度との関係に配慮して犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等の事情を評価すべきものであることを示したものと見え、昭和59年判例をより実質化したもの」(同・368頁)と位置づけられる。
- (60) 三好幹夫「責任能力判断の基礎となる考え方」原田國男判事退官記念『新しい時代の刑事裁判』(判例タイムズ社、2010年)263頁。
- (61) 他害行為を行った者の責任能力鑑定に関する研究班編『刑事責任能力に関する精神鑑定書作成の手引き』追補(ver1.1) (http://www.ncnp.go.jp/nimh/shihou/tebiki_tsuiho11_110328.pdf 2016年7月14日最終閲覧) 6頁。
- (62) こうした実務の運用の背景には、「精神医学の専門家でない裁判実務家としては、一定の障害が精神医学的に病気かどうかの判断には困難が伴ううえ、一定の障害を『精神の障害』に当たらないとして門前払いをする判断枠組みによるときは、『精神の障害』要件への該当性判断に際して病名を巡る争い(鑑別診断)に裁判所がコミットしなければならなくなり、かつその結論が法的結論を直接左右することへの懸念が大きく、主に法律家の領分である認識・制御能力の法的判断に結論をからせる方が安定的な判断を確保できるのではとの実務家的感覚」(安田・前掲注18・15頁)の存在が指摘される。
- (63) 弁識能力の意義については、最高裁平成20年判決を受けて、違法性の表面的な認識ではなく、それが社会的に許されない違法な行為であり、行ってはいけないと

いうことを真に理解できていたかを問題する裁判例（〔5〕）も見受けられる。しかし、認知能力要件の内実を「認識（know）」ではなく「弁識（appreciate）」と理解したとしても、真の問題解決とはならない。この点につき、拙稿・前掲注12（「弁識・制御能力」（1））・353頁以下参照。

- (64) この点につき安田・前掲注18・17頁は、「制御能力が当該犯行の（完遂方向での）合理的コントロールの能力という意味での『行動のコントロール』能力として判断対象とされている場合も散見される」としながらも、事実認定レベルの問題と理解することにより、他行為可能性を基軸とした責任論からも「思いとどまる能力の仮定的判断に必要な正常な精神機能を確認する作業」として説明可能だとする。
- (65) 了解可能性概念の重要性について、仙波＝榎本・前掲注16・59頁は、「総合的判断方法をとるにあたって、犯行の動機が『了解可能』かどうかが重視されて」おり、「わが国の判例は了解可能性を責任能力の判断基準にしているといわれる」と指摘する。
- (66) この点につき安田拓人は、「総合判断の枠組みによる事実認定に際しては、犯行の合目的性や動機の了解可能性は重要なファクターとなるところ、とりわけ統合失調症者の妄想に支配された犯行の場合には、妄想の指示する内容の実現に関しては『目的合理性ある行動』がとられているとも言える」として、「制御＝犯行を思いとどまること、という理解によらない場合には、このような病的な目的合理性や犯行動機の「みせかけの」了解可能性にすぎないものを捉えて責任能力を肯定してしまいかねないリスクがあることには十分な注意が必要」（安田・前掲注18・18頁）であり、（特に裁判員裁判において）こうした判断の誤りを避けるためには他行為可能性論に基づく説明を念頭に置かなければならないと指摘する。しかし、「裁判員に対して、被告人に犯行を回避するように期待することが困難であるかどうかというだけのメルクマールを示したのでは、判断が容易になるとはいいがたい」（山口・前掲注33・122頁）。既述のように、病的な目的合理性や犯行動機の「みせかけの」了解可能性の問題は、（精神鑑定人の意見を参照しながら）精神障害が犯行に与えた影響を念頭に各事情を検討することで解決が図られるべきであって、他行為可能性論に基づく説明をすべきだということに直ちにはならない。人格障害類型の中には、自らの欲求を制御し得なかったがゆえに犯行に及んだことを否定できない事例が含まれるとすれば、裁判実務における責任能力の判断手法は、他行為可能性論に基づく——それゆえ制御能力に軸足を置く——責任能力論とは、やはり異質な要素が含まれていると評さざるを得ないだろう。安田・前掲注18・18頁は、「当該

犯行の遂行過程で、正常な犯罪実現を確実にするための様々な思慮が見られる場合、それは抵抗を受けずに遂行しようとする意思、発覚を避けようとする意思の表れとも理解可能」としつつ、「それはとりもなおさず、利害得失の合理的判断がなされていること、裏返せば、不合理なら実行を控えるとの判断を含意しているのであり、法的規範的判断としての制御能力の判断として十分に意味をもつと評価されて良い」と指摘する。しかし、前節で明らかにしたように、幻覚妄想に支配され了解不能な動機を有する場合であっても一般に、（不合理な動機を前提とした）犯行態様の合理性や計画性が認められるのであって、利害得失の合理的判断を制御能力の認定レベルの問題と位置づけたとしても、すべての問題を解決することにはならない。また、安田の説明において、利害得失の合理的判断の目的が「正常な」犯罪実現に限られる理由が不明である。というのも、他行為可能性論から導出される制御能力要件で問題とされるべきは行為を思いとどまることの困難性に限られ、動機 の了解可能性等の価値判断は含まれないはずだからである。

(67) 安田拓人「制御能力について」金沢法学40巻2号（1998年）105頁。この理由について、青沼・前掲注19・172頁参照。

(68) 三好・前掲注60・263頁。

(69) 三好・前掲注60・263頁。

(70) この問題について稗田・前掲注6・175頁は、「例えば、重篤なうつ病の影響で、子供が難病に罹患しているとの妄想にとらわれ、無理心中を図った事例などでは、子供を殺すことが許されないことは十分に認識しているから、弁識能力に問題はなく、制御能力が障害されているという評価もあり得るが、妄想により現実認識がゆがみ、他に選ぶべき方法がないと考えているのであるから、弁識能力も障害されていると評価されることが多い」とする。同様の指摘として、山口雅高「責任能力の認定手法に関する試論」植村立郎判事退官記念論文集『現代刑事法の諸問題〔第3巻 公判前整理手続及び裁判員裁判編〕』（立花書房、2011年）401頁以下。

(71) 拙稿・前掲注12（「弁識・制御能力」（2・完））・256頁以下。

(72) 大阪刑事実務研究会「責任能力1（3）」判例タイムズ1375号（2012年）91頁。

(73) 筆者と同様に、行為者の（合）理性に着目した責任能力論を提示する論稿として、樋口亮介「責任能力の理論的基礎と判断基準」論究ジュリスト19号（2016年）192頁。同論文は、アメリカの（合）理性説を、「人間の相互理解・相互交流に基礎を置く学説」と「刑法規範の意味を把握できることを求める学説」に二分したうえで、刑法上の制度としての責任能力論解釈としては後者のアプローチに正当性が認

められると主張する。もっとも、こうした理解を前提とした場合には、現実からの乖離（特に、幻覚妄想）を根拠に責任能力の低減が認められてきた裁判例の多くが支持できないことになる。裁判実務における責任能力判断の傾向が（その理由づけは別にせよ）結論において概ね正当との推定が許容されるとすれば、樋口説の方向性には疑問が残る。これに対して、筆者の立場から責任能力は、他者や社会と関わる力として定義づけられる。他人や社会と関わる力とは、自らの振る舞いがもたらす影響（行為の社会的意味や被害者に与える苦痛、社会からの評価などの当該犯行に関連する事情）を理解する能力を指し、こうした能力を有すると第三者が評価できるかが問題となる。こうした見地からは、幻覚妄想の有無（認識の正常／異常）や病的な思考の飛躍（推論プロセスの正常／異常）が責任能力判断における重要なファクターとなるだろう。

(74) 山口・前掲注70・402頁。

(75) 拙稿・前掲注12（「精神の障害」）。

(76) 拙稿・前掲注12（「役割」）。

〔本稿は、平成28年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費：26・2485）による研究成果の一部である。〕

【付記】本稿の構想段階では、裁判例の分析手法について、池田直人氏（東京大学大学院）と清水洋佑氏（同）から多くの示唆を受けました。ここに記してお礼申し上げます。